

第3章

ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題



1 ごみの分別

(1) 現状

本町のごみ分別区分は、「可燃ごみ（燃えるごみ）」、「資源ごみ」、「不燃ごみ（燃えないごみ）」、「粗大ごみ」の4種類で、資源ごみや粗大ごみを細分化し、4種 16 分別としています。

なお、燃えないごみ、粗大ごみのうち、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき資源化可能な品目（携帯電話など）については、平成 25 年 3 月より公民館等に設置した回収ボックスへの投入あるいは役場の持ち込みを可能としています。また、平成 28 年 12 月より、終日持ち込みが可能な資源ごみ専用収集庫『ストックヤード』を町内 3 ヲ所に整備しました。さらに、粗大ごみについては処理施設への直接持ち込みが原則でしたが、平成 30 年度から有料ステッカーを貼って排出（ステーションまたは自宅前）されたごみの収集を開始しました。

なお、平成 30 年度には指定袋料金を、ごみ処理手数料を含めた金額に改定しています。

●図表 3-1 ごみ分別区分と収集頻度・排出容器

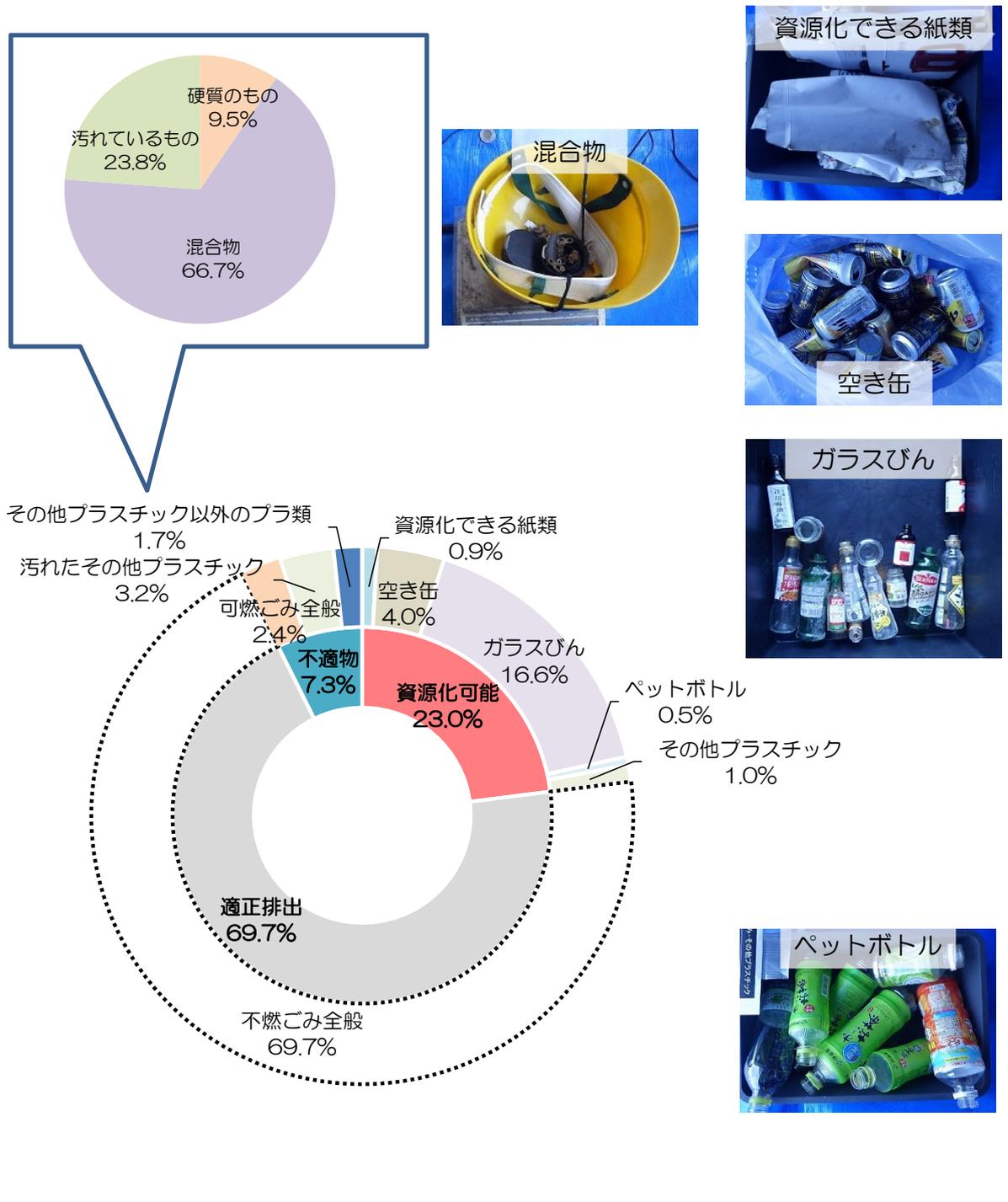
区分	ごみ分別区分	排出容器	収集頻度	収集運搬体制
可燃ごみ	①燃えるごみ 生ごみ類、草・木・葉類、おむつ、皮・ゴム製品類、プラスチック類 等	指定袋 20L（10枚100円） 30L（10枚150円） 45L（10枚225円）	週2回 （月・木地区） （火・金地区）	委託
資源ごみ	②ペットボトル 飲料用、酒用、調味料用	回収用ネット	月2回 （月地区） （火地区） （水地区） ※第2・4週	委託
	③その他プラスチック 容器類（カップ/ボトル/トレイ（白・色付）） ポリ袋、ラップ類、発泡スチロール類 等	回収用ネット		
	④びん類（無色・透明）	コンテナ（色別）		
	⑤びん類（茶色）			
	⑥びん類（緑色）			
	⑦びん類（その他の色）	コンテナ		
	⑧缶類（スチール缶・アルミ缶）			
	⑨紙類（新聞紙・折込広告）		ひもでしぼる ※「雑誌・その他紙」は紙袋に入れて排出でも可 ※第1・3週	
	⑩紙類（段ボール）			
	⑪紙類（雑誌・その他紙）			
	⑫紙類（飲料用紙パック）			
	⑬古布	ひもでしぼるか、ビニール袋に入れる		
	不燃ごみ	⑭燃えないごみ ガラス、陶器類、食器類、小型家電類、複合素材製品類、蛍光灯・乾電池、くぎ、ビス、やかん、針金ハンガー、スプレー缶、カートリッジガスボンベ 等	指定袋 20L（10枚100円） 30L（10枚150円）	月2回 （木地区） （金地区） ※第1・3週
粗大ごみ	⑮燃えるごみ系粗大ごみ 木製タンス、家具類、たたみ、じゅうたん、ふとん 等	粗大ごみ処理整理券（ステッカー）	（直接持込み） 随時	委託
	⑯燃えないごみ系粗大ごみ 小型家電類、自転車、扇風機、ストーブ・石油ファンヒーター 等	粗大ごみ処理整理券（ステッカー）	（直接持込み） 随時	委託

●図表 3-2 (2) 家庭系燃えないごみの組成 (令和6年7月調査結果による)

燃えないごみについては、分別すれば再資源化が可能なものが 23.0%、適正な排出が 69.7%、不適物が 7.3%でした。不適物の混入は燃えるごみと比べて多い状況です。

資源化可能なものについては、ガラスびんや空き缶が多く排出されている状況です。

また、その他プラスチック以外のプラ類 1.7%のうち、岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品は今回調査では排出されていませんでしたが、今後排出される可能性があることに留意が必要であり、燃えるごみと同様に、資源ごみへの分別変更が予定されています。



●図表 3-2 (3) 家庭系その他プラスチックの組成 (令和6年7月調査結果による)

その他プラスチックについては、適正な排出が 88.8%、可燃物が 7.5%、不燃物が 0.7% でした。

また、その他プラスチック以外のプラ類 1.8%のすべてが岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品であり、今後、資源ごみへの分別変更が予定されています。



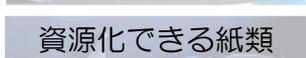
再商品化基準適合品



資源化できる紙類



再商品化基準適合品



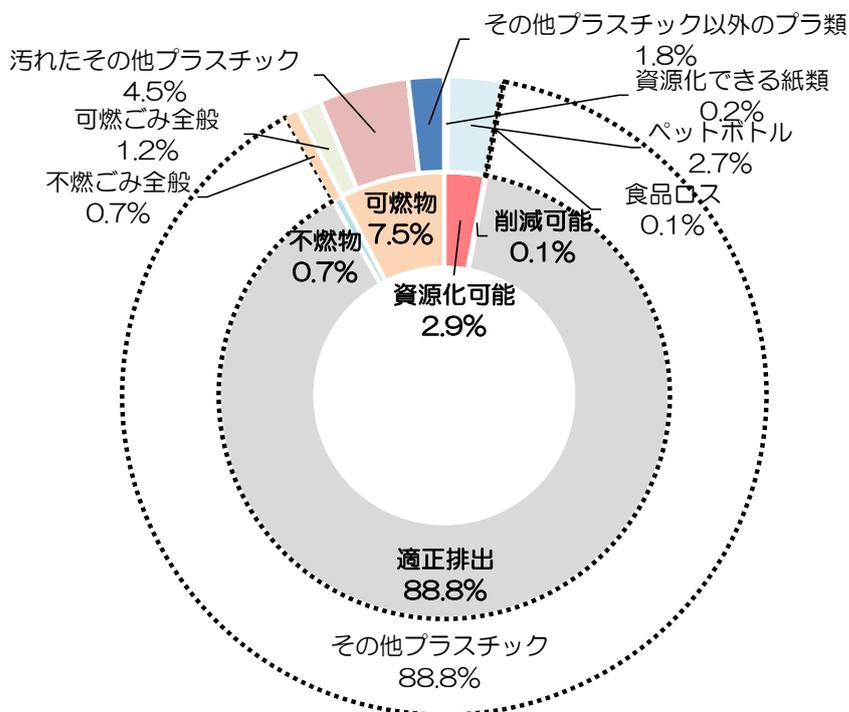
資源化できる紙類



紙おむつ



ペットボトル



食品ロス



食品ロス

2 ごみの排出量

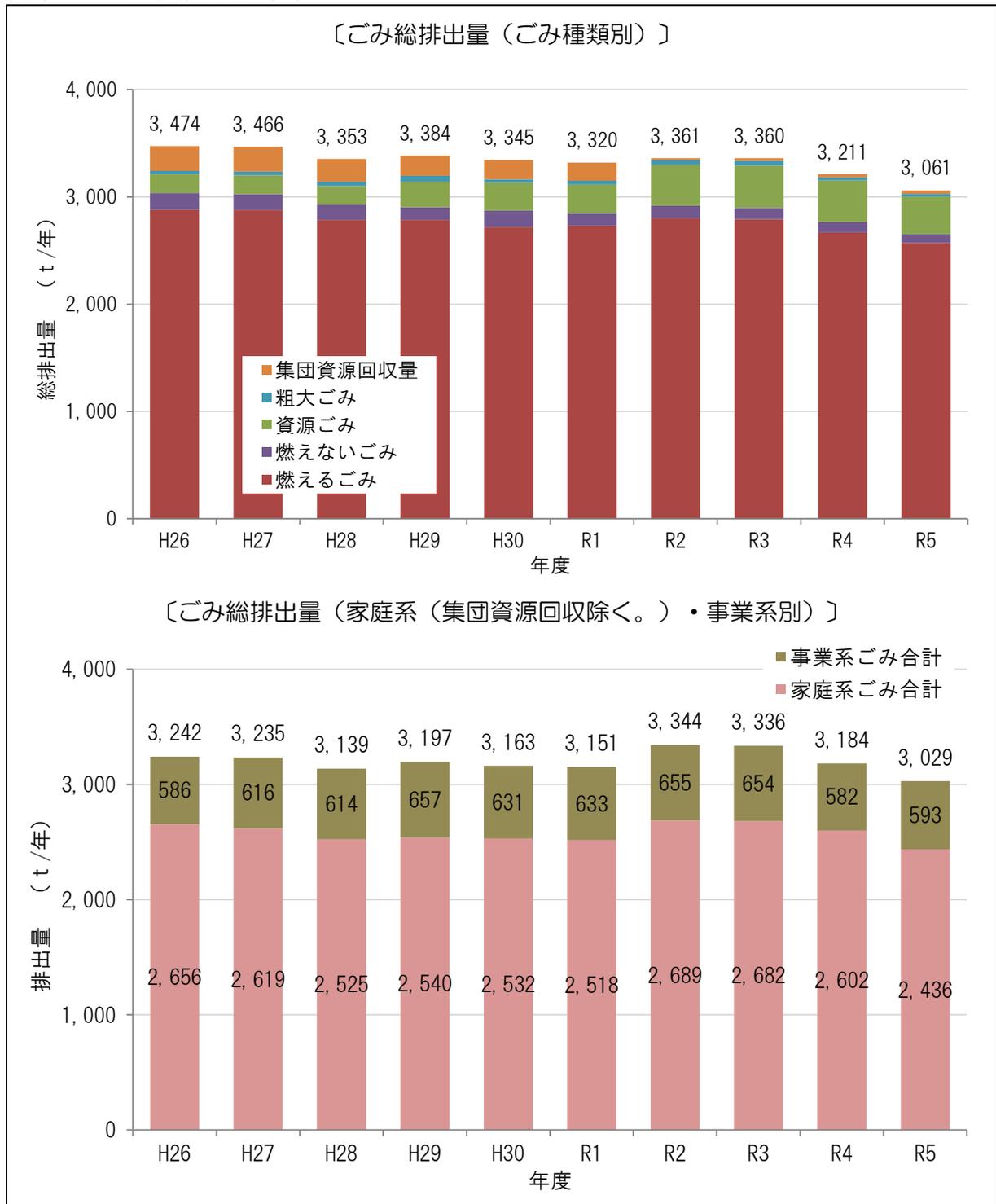
(1) 現状

①ごみ総排出量

本町のごみ総排出量（集団資源回収量を含む。）は、年間 3,300～3,400 トン程度の横ばいで推移していましたが、令和 4 年度以降減少しています。

家庭系、事業系別では、令和 5 年度において家庭系が 2,436 トン（80.4%）、事業系が 593 トン（19.6%）で、令和 4 年度以降は、家庭系、事業系ともに減少傾向となっています。

●図表 3-3 ごみ総排出量の実績

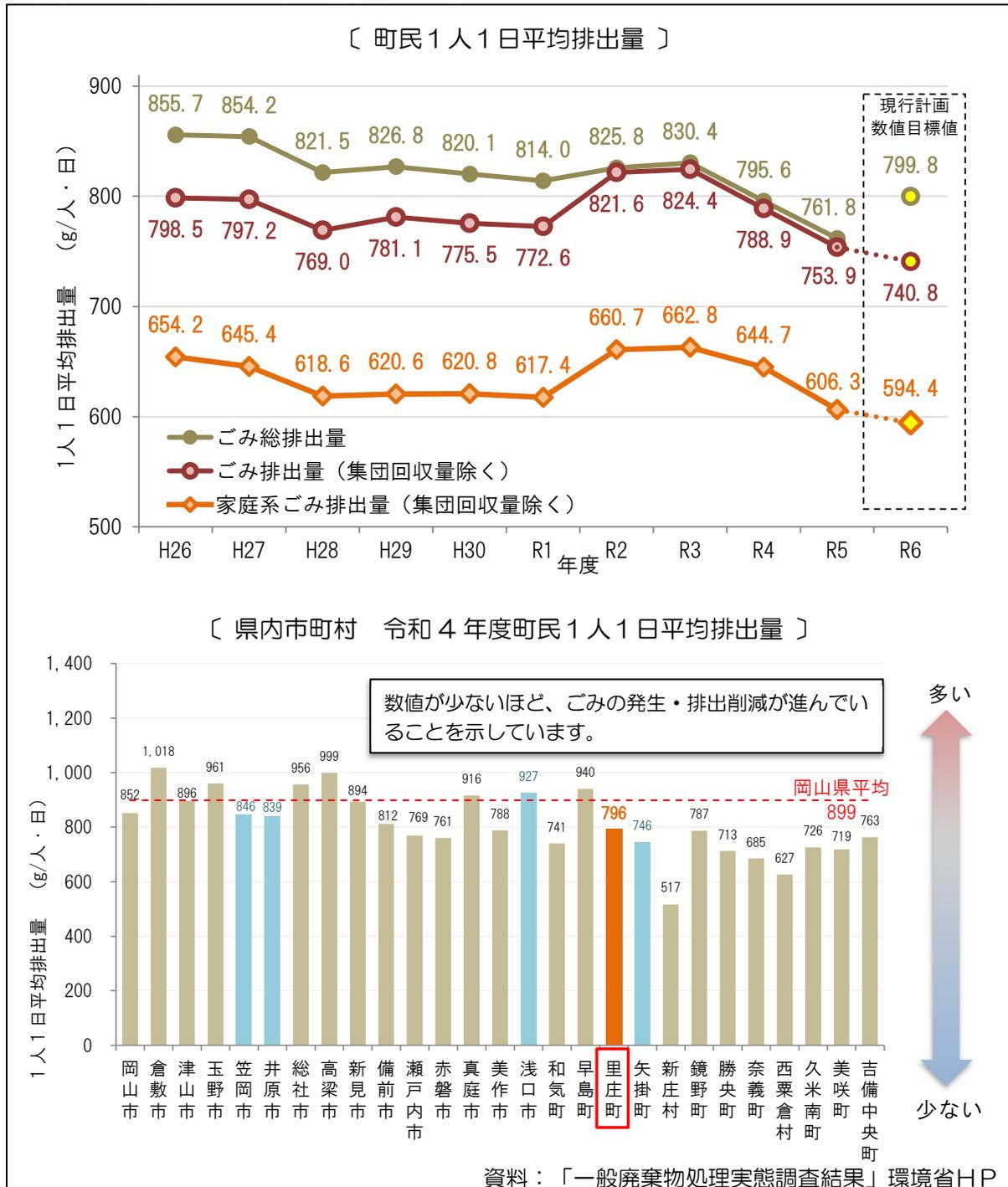


②町民1人1日平均排出量

ごみ排出量を行政区域内人口で除して求めた町民1人1日平均排出量は、令和5年度はごみ総排出量が762グラム程度、家庭系ごみ（集団資源回収量除く。）が606グラム程度で、概ね減少傾向で推移しています。家庭系ごみは現行計画における令和6年度の**中間目標値に近い排出量となっていますが、もう少し発生・排出削減が必要な状況**です。

令和4年度のごみ総排出量について県内27市町村で比較すると、岡山県平均より少ないものの、**町村の中では2番目に多い排出量**となっています。

●図表3-4 町民1人1日平均排出量の実績



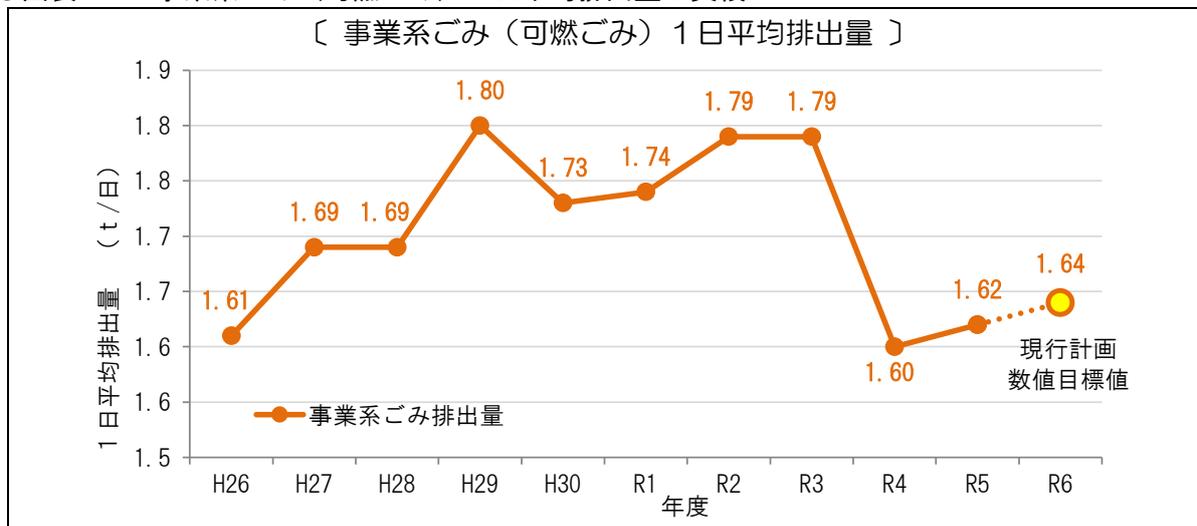
●1人1日平均排出量 (g/人・日)

年間排出量 (t/年) × 10⁶ ÷ 365 (日) ÷ 行政区域内人口 (人)

③事業系ごみ 1 日平均排出量

事業系ごみの1日平均排出量は、令和5年度に増加に転じているものの、令和4年度の大幅な減少により、令和6年度の**数値目標値をすでに達成**しています。

●図表 3-5 事業系ごみ（可燃ごみ）1日平均排出量の実績



● 1日平均ごみ排出量 (t/日)

年間ごみ排出量 (t/年) ÷ 365 (日)

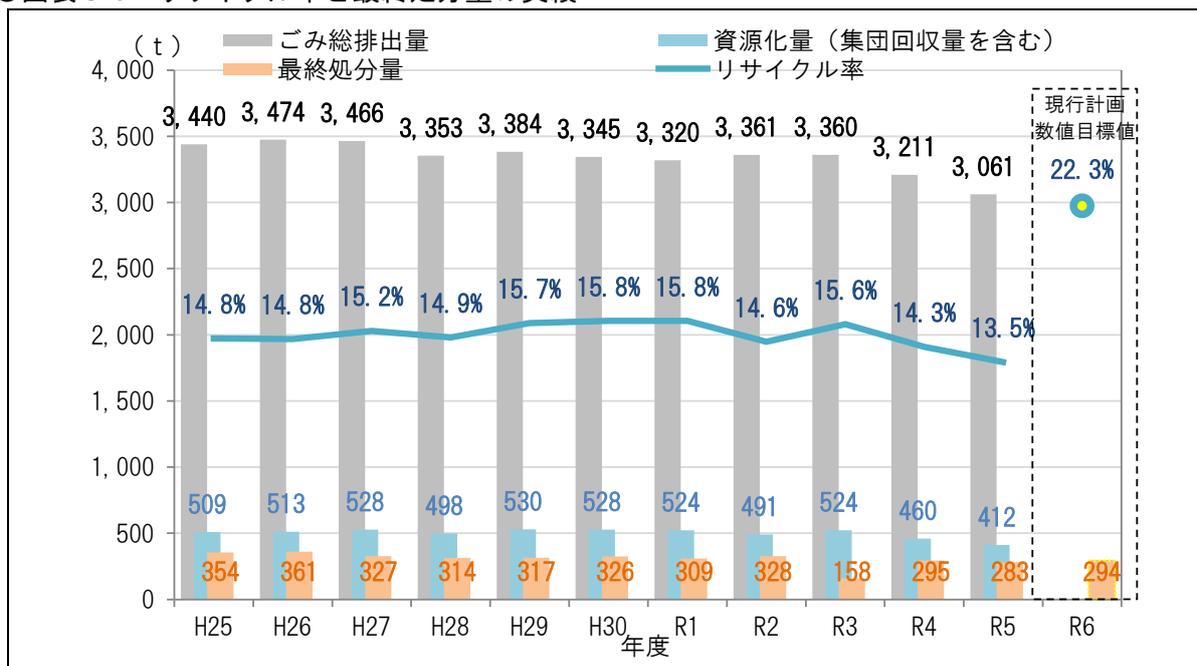
※事業系ごみは排出動向が人口に寄らないことから、1日平均ごみ排出量を採用します。

④リサイクル率と最終処分量

資源化の目標の指標としているリサイクル率については、14～16%程度で横ばい傾向にあり、**数値目標値として掲げている22.3%を大きく下回る見込み**です。

最終処分量については、令和5年度283トンであり、**数値目標値として掲げている294トン**を達成しています。

●図表 3-6 リサイクル率と最終処分量の実績



● リサイクル率 (%)

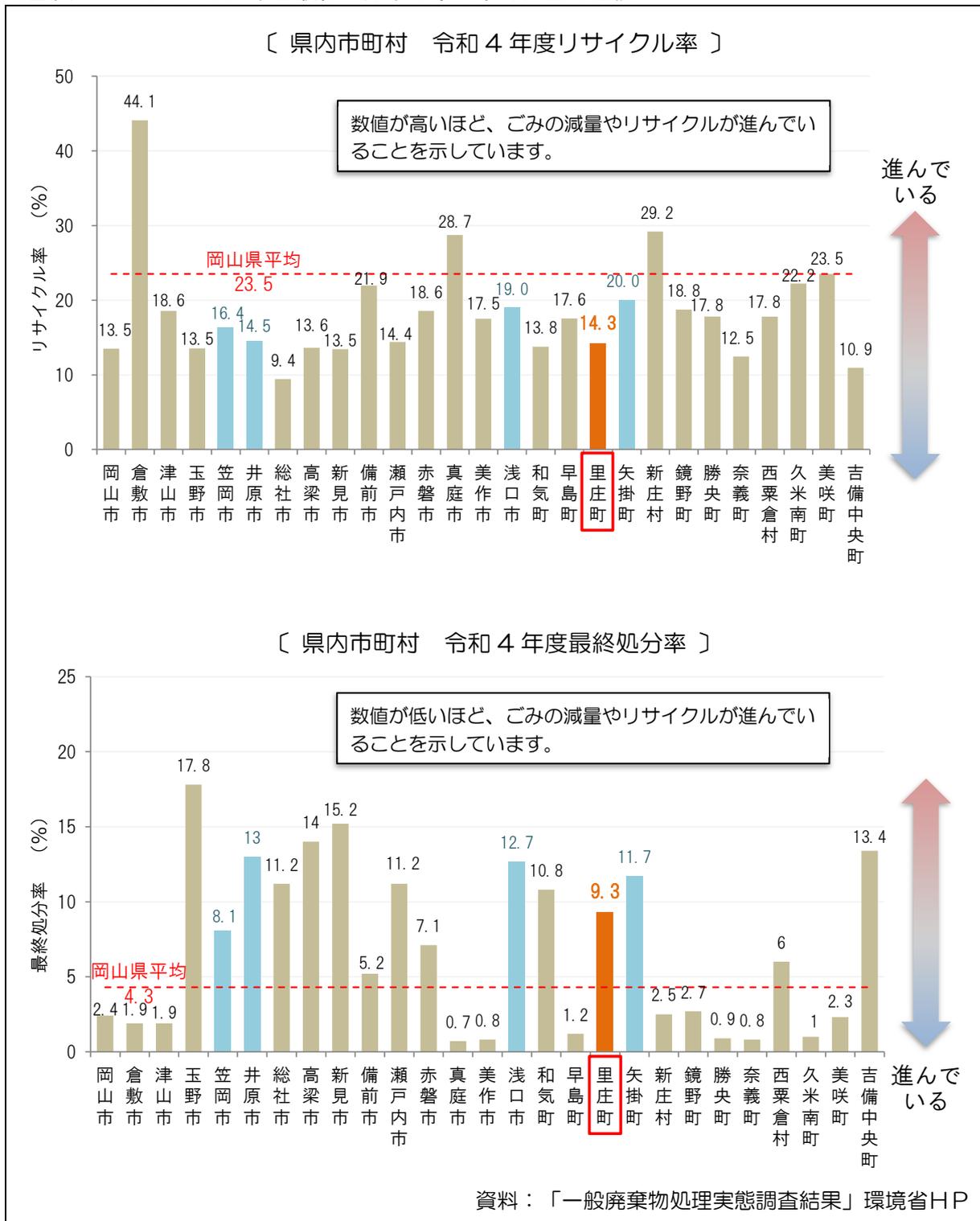
年間資源化量 (t/年) ÷ 年間ごみ総排出量 (集団回収含む) (t/年) × 100

⑤最終処分率

令和4年度のリサイクル率は、県内27市町村中、**上位から19番目**となっています。

令和4年度最終処分率は、県内27市町村と比較すると、中位を少し下回り、**上位から17番目**となっています。

●図表3-7 リサイクル率と最終処分率の県内市町村との比較



●最終処分率 (%)

年間最終処分量 (t/年) ÷ 年間ごみ排出量 (集団回収除く) (t/年) × 100

(2) 課題

家庭系ごみは令和3年度の排出量をピークに大幅な減少傾向に転じており、数値目標値に近い水準となっています。また、事業系ごみも令和4年度に大幅な減少が見られ、令和5年度実績で数値目標値を達成しています。

家庭系ごみ、事業系ごみともに継続した減少傾向ではなく、**令和4年度以降に大幅に減少に転じています。よって、増加傾向へ転じさせないための効果的な対策を展開することが必要**と考えられます。

また、ごみ排出量の実績値からも、資源ごみストックヤードの設置によって資源ごみの分別排出が促進されたものと推測されますが、**現状のリサイクル率は目標値に対して低く、これまで以上に分別徹底の普及啓発を行うことが必要**と考えられます。

3 ごみ処理体制

(1) 現状

①収集運搬体制

ごみの収集頻度は、各収集地区において燃えるごみが週2回、燃えないごみが月2回、資源ごみはいずれの品目も月2回です。また粗大ごみは直接持込みを原則としていましたが、平成30年4月から粗大ごみ処理券（ステッカー）の貼付による、粗大ごみの有料収集を開始しています。

収集運搬頻度は、他の岡山県西部衛生施設組合構成市町と比べると、いずれのごみ区分も概ね同等です。

収集運搬は、すべてのごみ区分において委託（1件）により行っています。収集運搬に関する許可は14件です。

◆有料による粗大ごみ収集制度

方法

- ①事前にごみ収集委託業者（有限会社浅口清掃センター）へ電話で申し込む。
- ②ごみ収集委託業者から処理手数料分の「粗大ごみ処理券」を購入する。
- ③「粗大ごみ処理券」を粗大ごみに貼って、指定された日時にごみ収集場所または自宅敷地内のどちらかへ出す。（立ち合い不要）
- ④指定された収集日にごみ収集委託業者が粗大ごみを収集し、処理場等に搬入する。

処理手数料

ごみの品目・大きさのほか、ごみ収集場所か自宅敷地内のどちらに粗大ごみを排出するかによって手数料は異なります。また収集車両が粗大ごみ近くに横付けできない場合や、家の中から粗大ごみを出す必要がある場合などは、搬出加算料金が加算されます。

処理手数料の割引

1回に出すことができる粗大ごみの個数は2個までとします。ただし、2個収集する場合は処理手数料の合計額から500円を割引します。（搬出加算料金は割引対象外）

処理手数料の減額制度

町内に在住し、在宅で生活し、粗大ごみの排出が困難な75歳以上の方または障がい者のみで構成される世帯は、粗大ごみを自宅敷地内に出す場合でも、ごみ収集場所に出す場合と同じ処理手数料で収集します。



有料による粗大ごみ収集制度▲
(本町HP)

●図表 3-8 収集運搬体制（委託・許可件数と機材）

区分	件数	機材（合計積載量）
委託	1件	7台（16t）
許可	14件	50台（166t）

●図表 3-9 ごみ種類別の収集頻度の比較

	里庄町	笠岡市	浅口市	井原市	矢掛町	
燃えるごみ	週2回	週2回	週2回	週1～2回	週2回	
燃えないごみ	月2回	月2回	月2回	月1回	月2～3回	
資源ごみ	紙類	月2回	月2回	月2回	月1回	月2～3回
	缶類	月2回	月2回	月2回	月1～4回	月1回
	ペットボトル	月2回	月2回	月2回	月1～4回	週1回
	その他プラスチック	月2回	月4回	月2回	月1～4回	週1回
	びん類	月2回	月2回	月2回	月1～4回	月2～3回
	古布	月2回	月2回	月2回	月1回	月2～3回

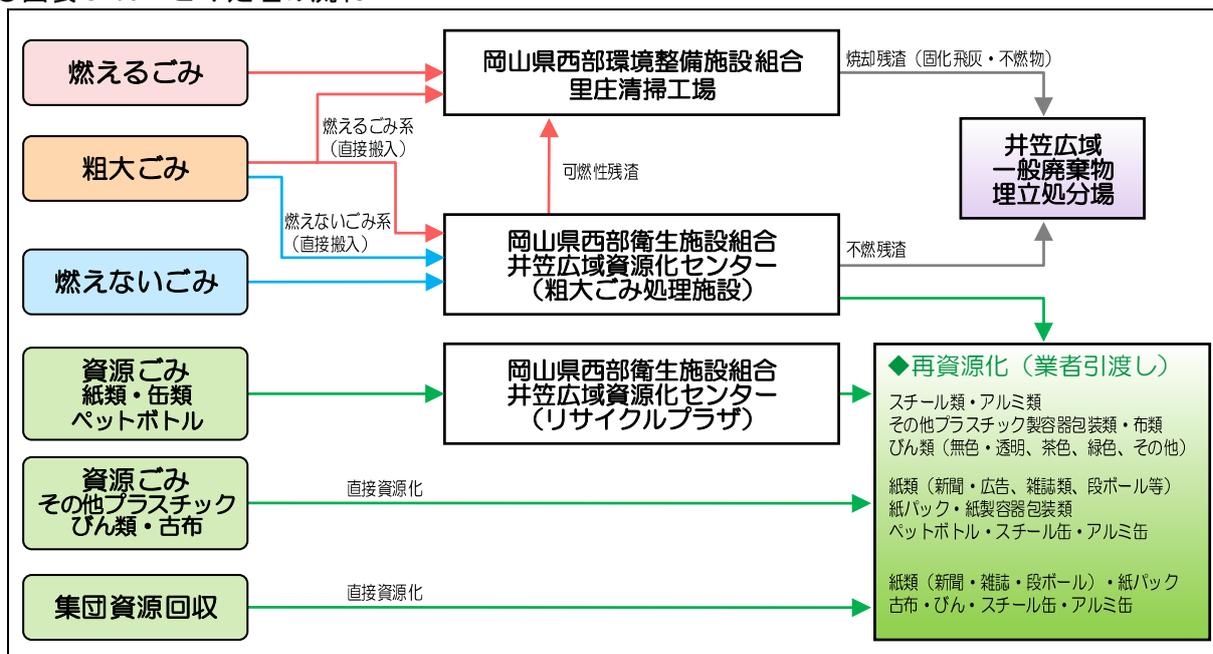
注) 1. ■：岡山県井原地区清掃施設組合で処理
 2. ■：岡山県西部環境整備施設組合で処理
 3. ■：岡山県西部衛生施設組合で処理

②処理・処分体制

本町から排出されるごみの処理は、ごみ焼却施設（岡山県西部環境整備施設組合）、粗大ごみ処理施設、再生利用施設（岡山県西部衛生施設組合）で行っています。ただし、有価物となる資源ごみは、組合施設に搬入せず、本町が直接業者に引渡し、売却しています。

最終処分は、令和4年3月に竣工した井笠広域一般廃棄物埋立処分場（岡山県西部衛生施設組合）で行っています。

●図表 3-10 ごみ処理の流れ



●図表 3-11 ごみ処理施設

(中間処理施設)

区分	施設名及施設規模	所在地	使用開始年	構成市町等
ごみ焼却施設	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場 (200 t/日)	里庄町	H11	笠岡市 浅口市 (金光地域を除く。) 里庄町
ごみ焼却施設	岡山県西部衛生施設組合 里庄清掃工場 (130 t/日)	里庄町	R8 (予定)	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター (40 t/日)	笠岡市	H7	笠岡市、井原市 浅口市 (金光地域を除く。) 矢掛町、里庄町
再生利用施設	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ (27 t/日)	笠岡市	H12	笠岡市、井原市、浅口市 矢掛町、里庄町

(最終処分場)

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	埋立物	使用開始年
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物埋立 処分場	井原市	約 12,800	約 104,700	不燃物残渣、 焼却残渣 (主灰・固化飛灰)	R4

(委託処分)

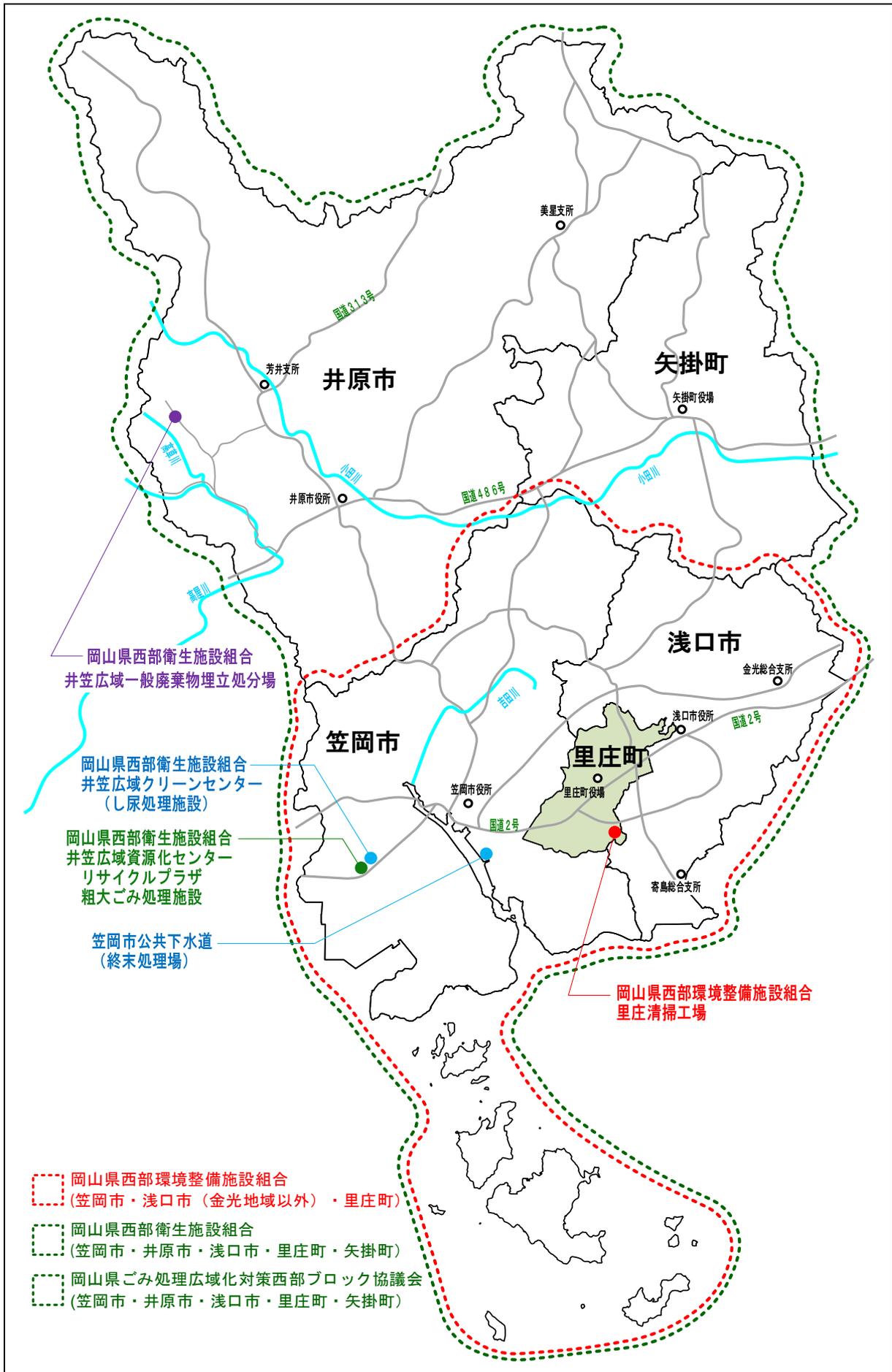
自治体	委託対象物	委託先	処理方法等	開始年月
岡山県西部衛生施設組合	不燃ごみ、中間処理残渣	民間業者	最終処分	H25

(2) 課題

収集運搬体制については、燃えないごみの収集頻度を従来の週 1 回から資源ごみと同じ月 2 回に統一し、また、資源ごみを常時排出可能なストックヤードを整備したことから、缶類やびん類、その他プラスチックなど資源化可能なごみが燃えないごみに排出されにくい体制となりました。一方で、未だに多くの資源化可能なごみが燃えるごみや燃えないごみに排出されていることから、**分別を徹底し、できる限り資源ごみとして排出をするよう町民の意識啓発を進めることが必要**です。

処理施設については、一部事務組合による整備、運営管理が行われています。令和 4 年度から井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用を開始しており、令和 8 年度からは、新たな焼却施設が供用を開始する予定です。今後は、**施設の適切な運転管理により長期、安定的に使用を続けていくため、組合管理体制への協力が必要**です。

●図表 3-12 ごみ処理施設の位置

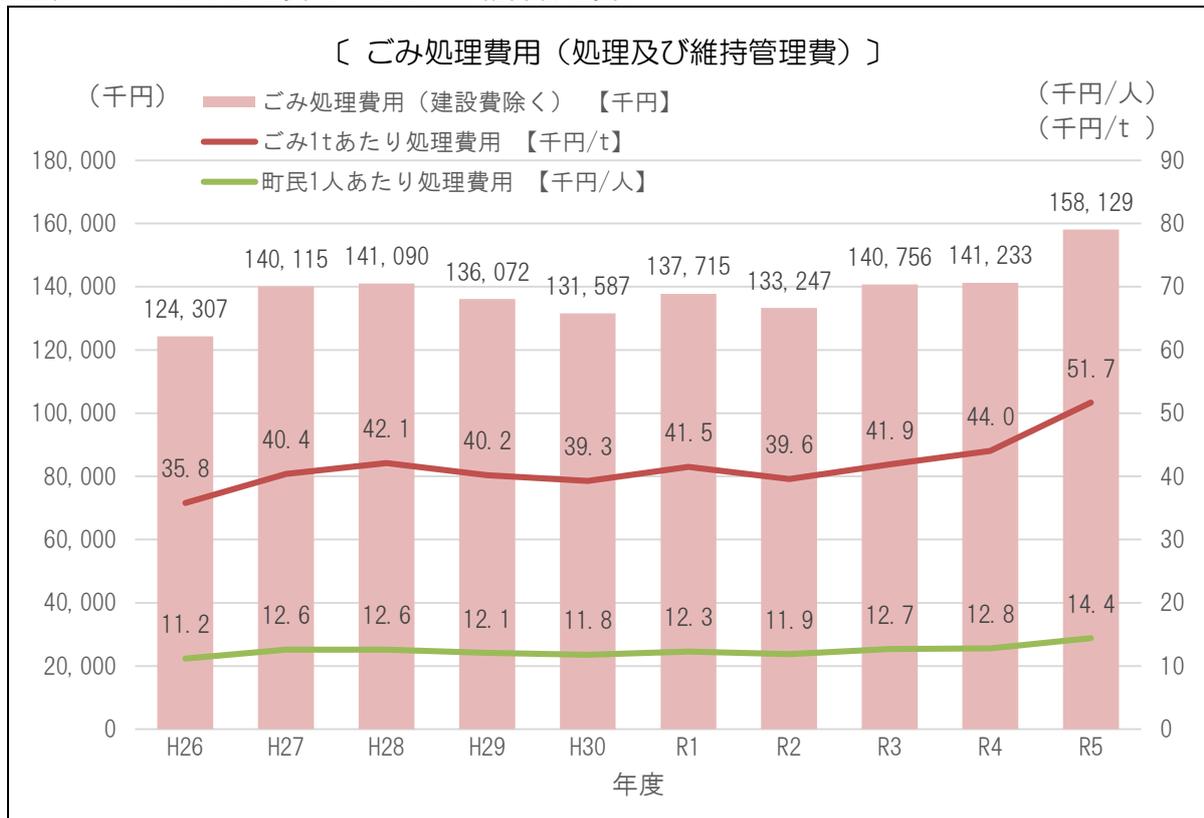


4 ごみ処理経費

(1) 現 状

本町から排出されるごみの処理費（施設整備費は含めない。）は、徐々に増加する傾向にあり、年間1.4億円程度を要しています。**ごみ1トンあたりで見ると3万5千円～4万5千円程度、町民1人あたりでは1万1千円程度～1万2千円程度**です。

●図表 3-13 ごみ処理費用（処理及び維持管理費）



(2) 課 題

処理経費は増加傾向です。今後、新施設の供用開始によりごみ処理の広域化と効率化を進め、コスト削減を図っていくものとしていますが、**ごみ量自体を削減することによるごみ処理経費の削減も必要**です。

第2節 基本理念



本町では、本計画の上位計画と位置づけている第4次里庄町振興計画（令和2年3月策定）において、本町の将来像を『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』として、魅力的で安心して生活できるまちづくりを進めています。

本計画は、その実現を目指すための重要な計画として「**自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現**」を基本理念に定め、目標達成のため各種の施策を行っていくものとします。

●図表 3-14 基本理念

自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現

第3節 基本方針



本計画の基本方針は、基本理念「自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現」のもと、第4次里庄町振興計画における施策を受けて、①4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②ごみ・リサイクル対策の推進とします。

●図表 3-15 基本方針

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

資源を大切にすること意識のもと、ごみになるものを買わない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進するものとします。

② ごみ・リサイクル対策の推進

ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化など、ごみの適正処理を行うためのシステム作りを推進するものとします。

第4節 数値目標

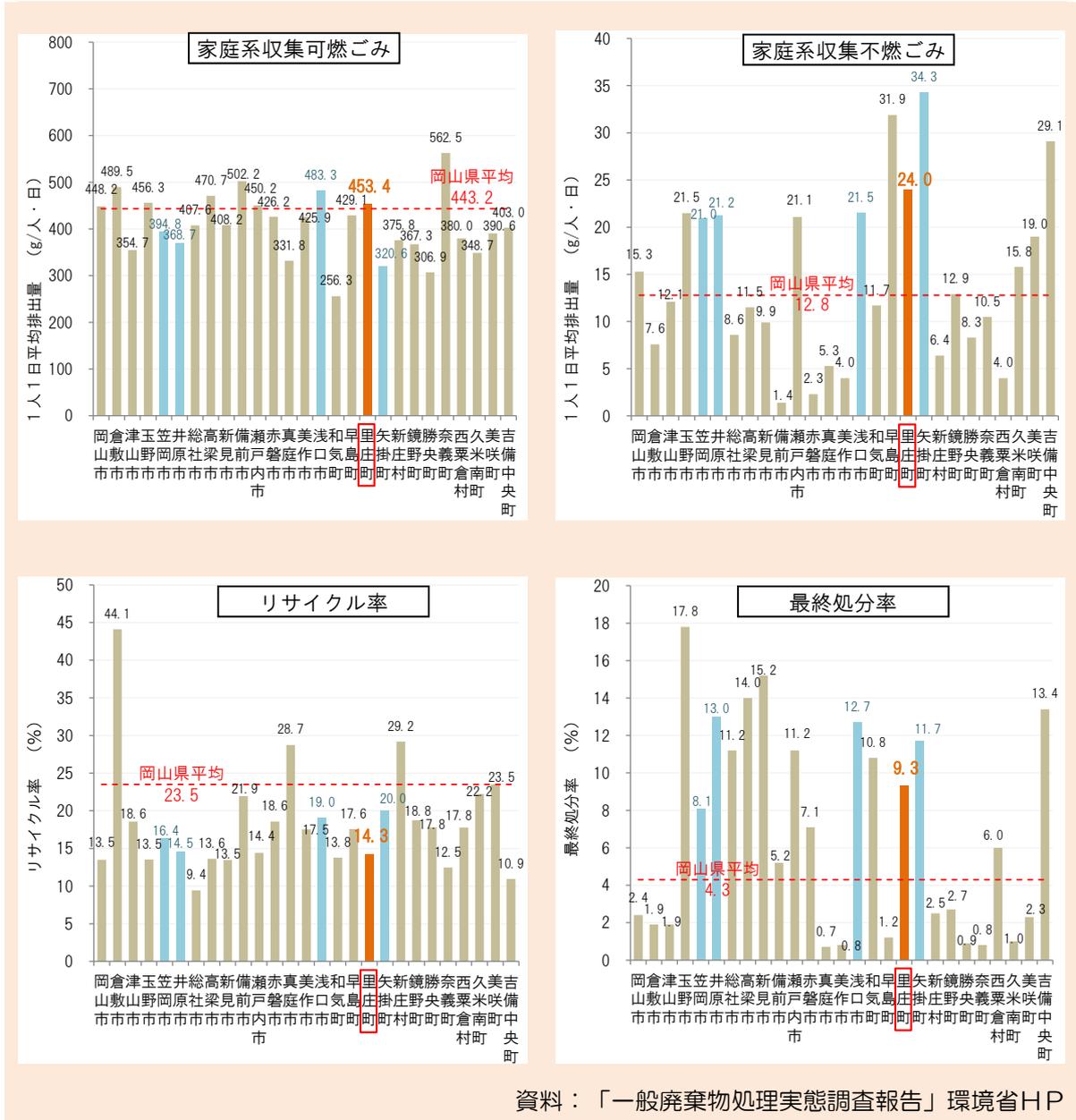


1 本町の排出レベル

(1) 県内市町村との比較

現行計画策定以降、町民のごみ減量等への取組の効果が現れ、本町の家庭系ごみは長期的には減少していますが、令和4年度実績値を県内市町村や井笠圏域内（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）と比較すると、未だに**排出量は多く**、リサイクル率は**井笠圏域内では最も低く**、最終処分率は**高いグループに属している**状況といえます。

●図表 3-16 県内市町村との排出実績の比較(令和4年度)



資料：「一般廃棄物処理実態調査報告」環境省HP

2 目標値の設定

(1) 目標値設定方針

本町を含む3市2町（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、本町）で構成する「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会（以下「西部ブロック」という。）」において平成22年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」は、令和6年度に計画期間の満了を迎えたことから、岡山県西部衛生施設組合では令和7年度以降の新たな計画として「西部ブロックごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）」を策定しました。本計画においては、**広域化計画に示される方針に沿いつつ、西部ブロックや本町における近年のごみ量等の実績値や状況を踏まえたうえで、目標値の見直しを行うこととします。**

●『西部ブロック』と『岡山県西部衛生施設組合』

ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会は、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化基本計画」に定められた3市2町のごみ処理広域化に係る基本的事項を協議・推進していくための組織。岡山県西部衛生施設組合が事務局となっています。

(2) 目標対象品目

①家庭系ごみ

発生・排出削減

本町の家庭系燃えるごみには、調理時の工夫や水切り等により削減が可能な「調理くず」が16.7%と多く排出されているほか、本来消費されるはずだった「手付かず食品」や「食べ残し」などの食品ロスも9.8%排出されている現状にあります。これらは、買い物時や調理時、食事の際の心がけで削減ができるものです。

よって、「調理くず」と「手付かず食品・食べ残し（食品ロス）」を目標対象品目として設定し、**家庭系燃えるごみ**からの発生・排出削減を目指します。

◆調理くず

食材を無駄にしないよう、調理時に皮やヘタの切り方を工夫するほか、どうしても発生したものは、ごみ出し前の水切りや堆肥化を行い有効利用することで削減することが可能です。



◆手付かず食品・食べ残し(食品ロス)

手付かず食品や食べ残しの削減には、食材や食品を買う際は用途や消費量を意識し、不必要に**買いすぎない**、食事はちょうどよい量を作り**食べ残さない**ことで削減することが可能です。



『無駄に**しない**』、『**買いすぎない**』、『**食べ残さない**』
3つの“**ない**”で調理くず・食品ロス削減

分別徹底

燃えるごみや燃えないごみとして排出されている資源物を、資源ごみとして適正に分別排出するか、あるいは PTA 等の地域の集団資源回収へ持ち込むなど、意識して分別徹底を行うことで、資源化の促進だけでなくごみの減量も期待できます。

本計画においては、家庭系燃えるごみとして排出されていた、資源化可能な「紙類、古布、その他プラスチック（ペットボトル含む）」を目標対象品目として設定し、**家庭系燃えるごみ**からの分別徹底を目指します。

加えて、西部ブロックにおけるごみ処理の広域化に伴って開始される、製品プラスチックの分別収集・再商品化に対応すべく、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち再商品化が可能なもの（以下「再商品化基準適合品[※]」という。）を目標の対象品目として新たに設定し、**家庭系燃えるごみ**及び**家庭系燃えないごみ**からの分別徹底を目指します。

※名称については、岡山県西部衛生施設組合が示す広域化の方針に伴い変更となる可能性があります。

◆紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む[※])

これらは燃えるごみとして多く排出されています。資源ごみとして分別排出するか、地域の集団資源回収を利用する、あるいはペットボトルについては店舗等の拠点回収に出す等、資源ごみの分別徹底が必要です。



●『その他プラスチック』と『ペットボトル』

本町における分別区分では「その他プラスチック」と「ペットボトル」は別区分です。しかし、岡山県西部衛生施設組合が示す広域化計画では目標設定において同一区分とされており、本計画は広域化計画に示される方針に従うものであることから、同一区分として目標対象品目に設定しています。

◆再商品化基準適合品

西部衛生施設組合がプラスチックの再商品化を行うための基準[※]として規定しているものであり、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち、以下に示す基準[※]に適合するものをいいます。

- 塗料、土などで汚れていないもの
- 繊維、合成ゴム、金属等が含まれず、プラスチックのみでできたもの（混合物でないもの）
- 厚さ 3mm 未満のもの
- 一片の長さ 30cm 未満のもの
- まな板など手で折れない硬質のものを除く

※岡山県西部衛生施設組合が示す広域化の方針に伴い変更となる可能性があります。

②事業系ごみ

発生・排出削減

ごみの発生・排出削減は、無駄のない事業活動に努めることで達成できます。事業系ごみについては、燃えるごみとして排出される「手付かず食品・食べ残し（食品ロス）」と「紙類」を対象とします。

◆手付かず食品・食べ残し(食品ロス)

主に飲食店やスーパー等から排出される食品ロスは、店内での食品ロス削減に関する啓発資料を掲示するなど、意識啓発を行うことで削減が可能です。

◆紙類

事業所で発生する紙類は、「排出事業者責任」のもと、事業者自らが分別し資源回収業者に引き取ってもらうことで、行政にとっても排出削減につながります。

●排出事業者責任（事業系ごみの適正処理における責任）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする「排出事業者責任」が定められています。

(3) 目標割合の設定

本町においては、1人1日平均ごみ総排出量の令和6年度目標値を達成しており（第3章第1節参照）、国の示す令和7年度目標の1人1日平均ごみ総排出量 850g/人・日も令和6年度時点で達成をしている状況にあることから、今後、排出量の減量傾向は緩やかになっていくものと推察されます。また、西部ブロックの1人1日平均ごみ総排出量は、令和4～5年度にかけて大幅な削減がみられており、広域化計画においては西部ブロックでのこれらの実績や現状を勘案した共通の目標割合の設定がなされています。

よって、本計画の目標においては、岡山県西部衛生施設組合の広域化計画に示される目標割合を踏襲し、現在減少傾向にある排出量が増加傾向に転じないよう、『発生・排出削減』と『分別徹底』に取り組むものとしします。

■「調理くず」「手付かず食品」「紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)」の目標割合

岡山県西部衛生施設組合では、3市2町それぞれが家庭系燃えるごみのごみ組成調査を実施した結果を平均することで、家庭系燃えるごみへの「調理くず」「手付かず食品」「紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)」の混入割合を算出し、以下のとおり**西部ブロック共通の目標割合を設定**しています。

●図表 3-17 西部ブロックで共通の目標割合

	家庭系燃えるごみへの混入割合 (西部ブロックでの平均値)	目標	家庭系燃えるごみからの 目標割合
調理くず	28.5%	× 1割程度 発生・排出削減	→ 3% 発生・排出削減
手付かず食品・食べ残し	7.1%	× 1/3程度 発生・排出削減	→ 2% 発生・排出削減
紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)	18.0%	× 1/3程度 分別徹底	→ 5% 分別徹底

〈内訳〉
紙類は、下記品目のうち最も燃えるごみへの混入が多いため、高い目標割合を設定。
・紙類：**3%** ・古布：**1%**
・その他プラスチック(ペットボトル含む)：**1%**

■「再商品化基準適合品」の目標割合

岡山県西部衛生施設組合では、「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」のうち、岡山県西部衛生施設組合がプラスチックの再商品化を行うために設定した基準に適合する「再商品化基準適合品」についても、目標割合を設定しています（詳細は P27 参照）。

「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」の分別排出区分は西部ブロック内で統一されていないことから、本計画策定時点で**分別排出区分が本町と同一の市町で(笠岡市、浅口市、本町)共通の「再商品化基準適合品」目標割合を設定**します。

なお、笠岡市、浅口市、本町の2市1町では、「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」は燃えるごみへの排出が適正ですが、ごみ組成調査の結果、燃えないごみへの混入も確認されていることから、家庭系燃えるごみだけでなく、家庭系燃えないごみにおいても目標割合を設定します。

●図表 3-18 西部ブロック内での分別排出方法

「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」の分別排出方法	
燃えるごみへの排出となっている市町	笠岡市、浅口市、 里庄町
燃えないごみへの排出となっている市町	井原市、矢掛町

●図表 3-19 笠岡市、浅口市、里庄町で共通の目標割合

	家庭系燃えるごみへの混入割合 (2市1町での平均値)	目標	家庭系燃えるごみからの 目標割合
再商品化基準適合品	0.81%	× 6割程度 分別徹底	→ 0.5% 分別徹底
	家庭系燃えないごみへの混入割合 (2市1町での平均値)	目標	家庭系燃えないごみからの 目標割合
再商品化基準適合品	2.87%	× 6割程度 分別徹底	→ 1.7% 分別徹底

■事業系ごみの目標割合

事業系ごみは事業活動に伴って排出されるものであることから、一般的に事業活動が活発になれば排出量が増加する傾向にあります。一方で、事業系ごみは排出事業者責任のもと、再生利用等を行い減量に努めることとされています（詳細は P28 参照）。よって、家庭系ごみに対して定めた発生・排出削減目標割合と同様に、**事業系燃えるごみに対しても 5%の発生・排出削減目標割合を設定**するものとし、「手付かず食品・食べ残し」もしくは「紙類」において、合計5%の発生・排出削減を目指します。

●図表 3-20 事業系ごみの目標割合

事業系燃えるごみの発生・排出削減目標割合	
手付かず食品・食べ残し	合計 5% 発生・排出削減
紙類	

(4) 目標量の設定

上記で設定した各品目の目標割合を基に、以下のとおり目標量を設定しました。

●図表 3-21 発生・排出削減目標量及び分別徹底目標量

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		家庭系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合		発生・排出削減 目標量
調理くず	428.3g/人・日	×	3%	=	12.8g/人・日
手付かず食品・食べ残し	428.3g/人・日	×	2%	=	8.6g/人・日
				合計	21.4g/人・日

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		家庭系燃えるごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
紙類	428.3g/人・日	×	3%	=	12.8g/人・日
古布	428.3g/人・日	×	1%	=	4.3g/人・日
その他プラスチック (ペットボトル含む)	428.3g/人・日	×	1%	=	4.3g/人・日
				合計	21.4g/人・日

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和5年度実績) [*]		家庭系燃えるごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
再商品化基準適合品	428.3g/人・日	×	0.5%	=	2.1g/人・日
	家庭系収集燃えないごみ排出量 (令和5年度実績) [*]		家庭系燃えないごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
再商品化基準適合品	20.7g/人・日	×	1.7%	=	0.4g/人・日
				合計	2.5g/人・日

	事業系許可業者等搬入 燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		事業系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合		発生・排出削減 目標量
手付かず食品・食べ残し・紙類	1.7t/日	×	5%	=	0.09t/日
				合計	0.09t/日

※再商品化基準適合品は、令和7年度には資源ごみとしての分別収集を開始することから、数値目標年度の令和11年度には家庭系燃えるごみ及び燃えないごみには排出されないこととなります。よって、令和5年度実績値を用いて目標量を設定します。

●単純推計

単純推計とは、ごみの発生・排出削減や分別徹底のための施策や対策の実施度合いが、現状のまま推移した場合に予想される将来見込みのことです。

3 目標値の総括

(1) 総括

数値目標年度の令和 11 年度において、より一層各種施策に取り組むことによって「発生・排出削減」や「分別徹底」を推進し、新たに施策や対策を講じなかった場合に予想される将来見込み量から、次のとおりごみの削減や資源化を目指します。

① 家庭系ごみ

発生・排出削減	町民 1 人 1 日あたり 21.4 グラム削減	 うずらの卵 約 2 個分
----------------	---------------------------------	--

分別徹底 (再資源化)	家庭系収集 燃えるごみ	町民 1 人 1 日あたり 23.5 グラム分別徹底	 A4 コピー用紙 約 5 枚分
	家庭系収集 燃えないごみ	町民 1 人 1 日あたり 0.4 グラム分別徹底	

② 事業系ごみ

発生・排出削減	1 日あたり 0.09 トン (事業系許可業者等搬入燃えるごみの 5%削減)
----------------	--

“もったいない” からはじめませんか！

上手な買い物や 食べきり、持ち帰り

家庭系燃えるごみ
8.6g/人・日 **削減**
事業系燃えるごみ
5% (0.09t/日) **削減***



※紙類の排出削減も含まれます。

- ❖ 家庭系燃えるごみには手付かず食品と食べ残しが9.8%程度排出されています。
- ❖ 家庭での食事の際は、作り過ぎないようにし、しっかり食べきりましょう。
- ❖ 外食時は食べきれぬ量を注文し、食事が余る際は持ち帰りを検討しましょう。

生ごみの水切り や堆肥化利用

家庭系燃えるごみ
12.8g/人・日 **削減**



- ❖ 燃えるごみの16.7%は調理くずです。(そのうち約70%は水分といわれています)
- ❖ 生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。
- ❖ 生ごみはしっかり水切りを行いましょう。

ちょっと待って！ひと手間かければ 資源ごみ

※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

ごみの分別徹底や 集団資源回収利用

家庭系燃えるごみ
23.5g/人・日 **分別徹底**
家庭系燃えないごみ
0.4g/人・日 **分別徹底**



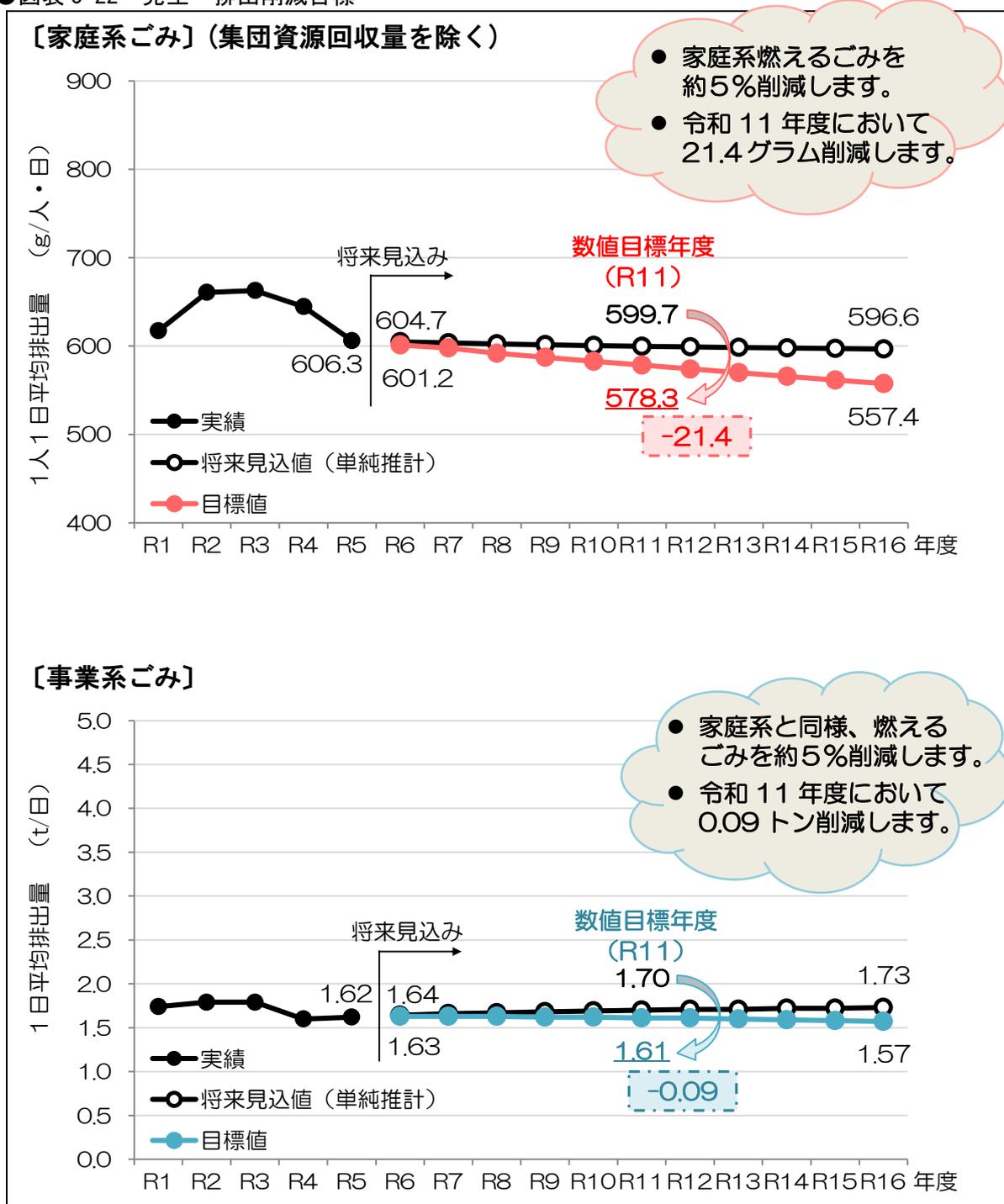
- ❖ 燃えるごみには、資源化可能な紙類・古布・その他プラスチック(ペットボトル含む)が19.4%排出されています。
- ❖ 適正な分別・排出を心掛けましょう。
- ❖ 集団資源回収に取り組みましょう。

(2) 発生・排出削減目標

家庭系収集燃えるごみの調理くず、手付かず食品・食べ残しの発生・排出削減対策により、数値目標年度の令和 11 年度において、町民 1 人 1 日平均家庭系ごみ排出量（集団資源回収量を除く）599.7 グラムから **21.4 グラムを削減し 578.3 グラムとする**ことを目標とします。

また、事業系ごみは年々増加傾向であったものが令和 4 年度において大きく減少し、平成 26 年度の水準まで減少していることから、今後の推移については不透明です。よって当面の間は、家庭系ごみと同様に数値目標年度の令和 11 年度において 1 日平均事業系ごみ排出量 1.70 トンから **0.09 t を削減し 1.61 トンとする**ことを目標とします。

●図表 3-22 発生・排出削減目標

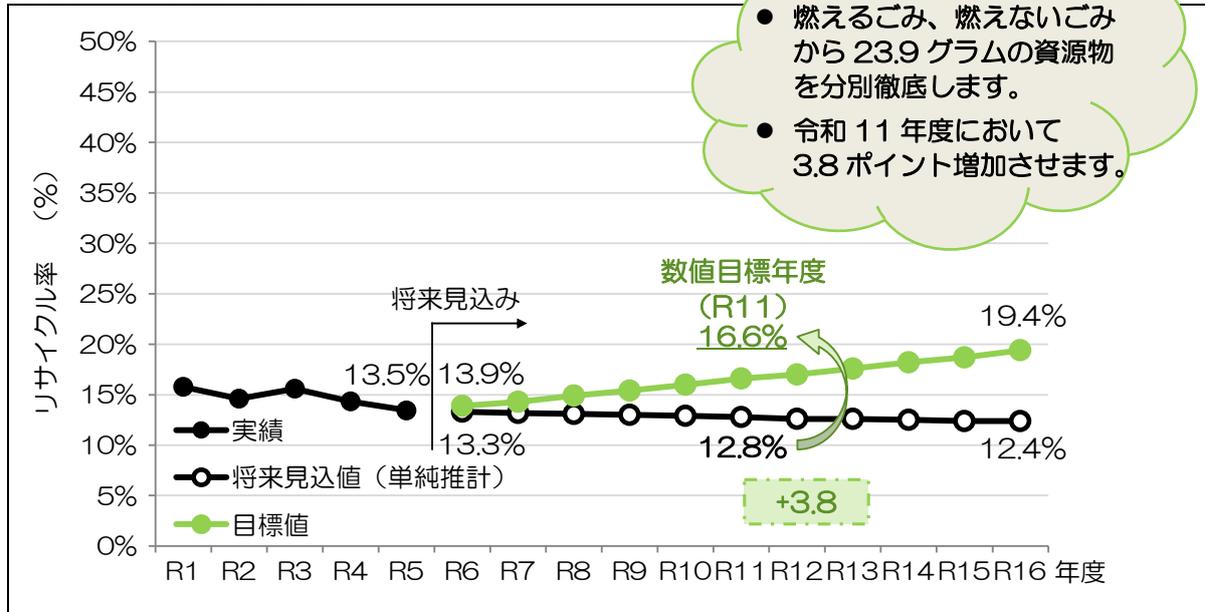


(3) 資源化目標

家庭系燃えるごみに排出される、紙類、古布、その他プラスチック、再商品化基準適合品や、家庭系収集燃えないごみに排出される再商品化基準適合品について、資源ごみとしての分別収集や集団資源回収への分別排出を推進し、23.9グラムの分別徹底を目指します。

これにより、数値目標年度の令和 11 年度において、リサイクル率 12.8%から **3.8 ポイント増加させ、16.6%とする**ことを目標とします。

●図表 3-23 資源化目標

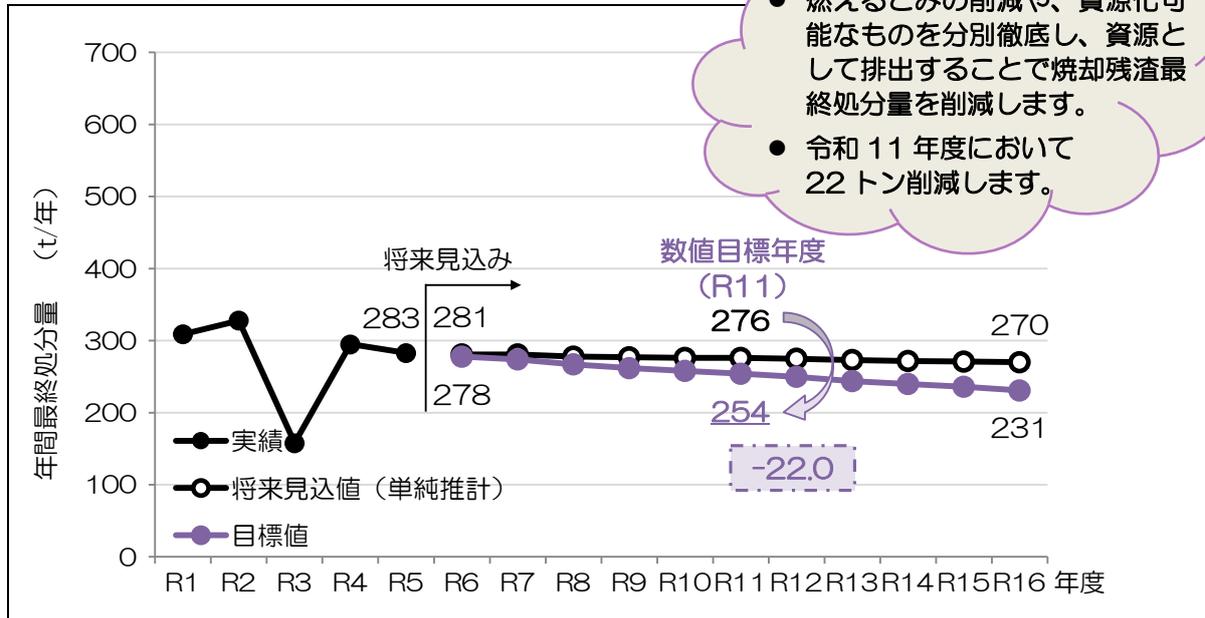


(4) 最終処分量目標

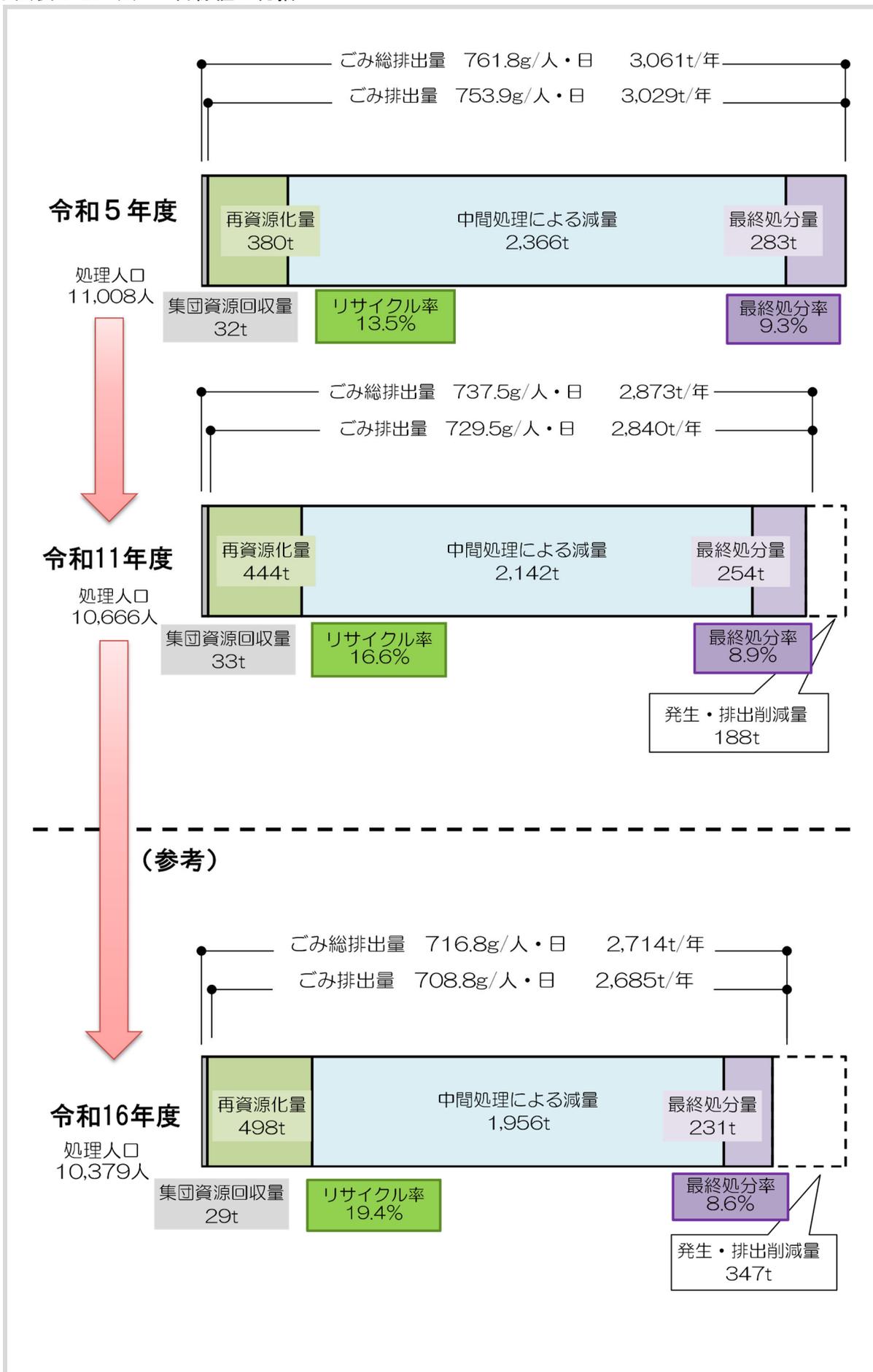
家庭系・事業系燃えるごみの発生・排出削減と、家庭系燃えるごみ・燃えないごみの分別徹底を行うことで最終処分量の削減を目指します。

これにより、数値目標年度の令和 11 年度において、年間最終処分量 276 トンから **22 トンを削減し 254 トンとする**ことを目標とします。

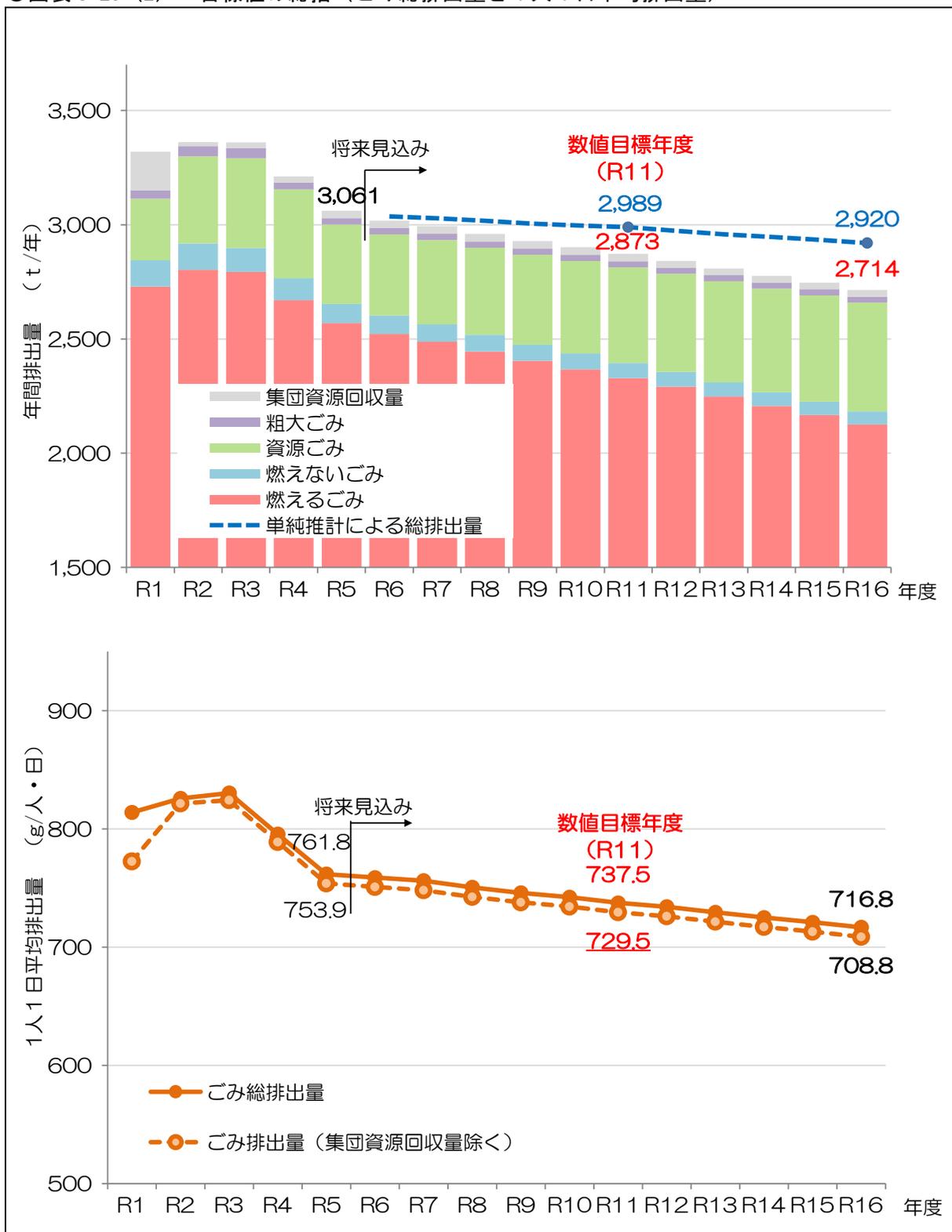
●図表 3-24 最終処分量目標



●図表 3-25 (1) 目標値の総括



●図表 3-25 (2) 目標値の総括 (ごみ総排出量と 1人1日平均排出量)





第5節 施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については、**1 発生・排出削減に関する施策**、**2 再資源化に関する施策**、**3 適正処理に関する施策**の3つを大きな柱として展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

●図表 3-26 施策の体系



“はじめよう！ 身近な取り組み 4R” ※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

～ 持続可能な開発目標(SDGs)とは？ ～

「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

常に世界を見据えた取組を実施することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながることから、SDGs の考え方を取り入れたまちづくりが求められており、自治体だけでなく、企業や地域の活動の新たな推進力となることが想定されます。

よって、本計画期間内に取り組む施策においても、SDGs の考え方を導入し、各施策との整合を確認します。

●図表 3-27 SDGs で設定されている17の目標



SDGs って何だろう？▶
(公益財団法人日本ユニセフ協会 HP)



第6節 1 発生・排出削減に関する施策



1 施策体系

循環型社会を形成するためには、町民一人ひとりが環境・ごみ問題と向き合い、環境負荷の少ない生活や行動を心がけ、ごみの発生・排出を削減していく必要があります。

ごみの発生・排出削減について、今後取り組む施策は、(1)町民の意識向上、(2)事業者の意識向上、(3)4Rの実践、(4)町民・事業者との協働の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-28 発生・排出削減に関する施策の体系



2 具体的な施策

(1) 町民の意識向上



施策1 ごみ関連情報の発信



施策の方向

町民や事業者のごみに関する知識向上や意識啓発には、ごみ減量・リサイクルの意義や具体的な取組方法など様々な情報を提供することが必要です。

町民が受け取りやすい方法を選び、確実に情報が届くよう、町の広報紙「広報さとしょう」やホームページ、各種パンフレット、ケーブルテレビなど様々な情報媒体を通じてごみ問題に関する情報提供を行います。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | ● ごみ問題への関心を高め、町の発信する情報を積極的に見るようにしましょう。 |
| 行政 | ● 本計画に示す各目標を達成すべく、ごみ減量や資源化に関する様々な情報を、広報紙等で継続的に発信します。また社会情勢に適した内容となるよう定期的な内容の見直しを行います。
● 発信する情報は、できるだけ分かり易く充実したものとします。 |

広報「さとしょう」生ごみ減量コラム

「生ごみ」を減らしましょう! 問合せ先 町民課(住民担当) ☎64-3112

夏は、水分を多く含むものが生ごみとして発生する時期です。家庭からの「燃えるごみ」のうち、約半分の量を「生ごみ」が占めており、生ごみのうち水分が約70~80%と言われています。生ごみとその水分を減らすことはごみの減量の最大のポイント。少しの工夫で重量を大幅に減らすことができます。この夏は「生ごみ」の減量にチャレンジしてみよう!

「生ごみ」を減らすポイント

- 水分を十分に切る。(よくしぼる)
台所ではクレーンネットなどを使って、水分をよく切り、市販の水しぼり器などでさらにさらさらしぼりすることで水分が大幅に減ります。不要になったCDやペットボトルの飲み口を再利用して水切りができます。
- 食材を使い切つてごみにならないようにする。
家庭からの食品ごみのうち、調理くずが約40%、手付がずの食品が約30%という調査結果もあります。食材を余らせることなく、上手に使えば、生ごみの量を減らすことができます。
- 食べ残しをしない。
せっかく工夫して作った料理も、食べ残してしまつたら「生ごみ」になってしまいます。残さず食べて、ごみの減量と健康な身体づくりを実践しましょう。
- 生ごみ処理機器などを活用する。
里庄町では電気式の家産用生ごみ処理機器やコンポスト等の購入に対する補助制度を実施しています。生ごみの減量のためにもご活用ください。補助条件などについてはお問い合わせください。



施策2 研修会・出前講座



施策の方向

地域での自主的なごみ問題に関する活動の推進のため、町職員などが講師となり、最新のごみ関連情報の提供や分別徹底の周知などを行う研修会や出前講座を実施します。

ごみに関することについて町民に直接説明し、意見交換によって得られた提案は、町の施策や事業展開に反映させるものとします。

環境衛生委員の研修会



各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 研修会・講演会に積極的に参加しましょう。 |
| 行政 | ● 地域活動への支援として、担当職員の派遣を行います。
● 研修会・講演会に多くの町民が参加するよう、内容の充実を図り、開催情報のPRを行います。 |



施策3 ごみ処理施設の施設見学



施策の方向

ごみ処理施設への施設見学によって、町民に自ら出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされているのかを認識してもらうことは、ごみの減量及び分別排出の意義などの意識啓発に効果的です。

施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合（里庄清掃工場※）及び岡山県西部衛生施設組合（井笠広域資源化センター・リサイクルプラザ、井笠広域一般廃棄物埋立処分場）と連携し、施設見学のPRなどを行います。



※令和7年度末をもって稼働を停止することから、令和8年度以降は、岡山県西部衛生施設組合の新たな里庄清掃工場での施設見学等をPRするものとします。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。 ● 見学等で学習したことを基に、ごみの排出抑制や分別排出などに取り組みましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込が増えるよう、施設見学についてPRします。 |



施策4 ごみの出し方ガイドブックの改訂



施策の方向

ごみの出し方ガイドブックは、町民にとってごみに関する情報を入手するうえで重要な情報媒体であり、掲載情報の充実や最新情報への更新は住民の利便性の向上や住民サービスの向上にもつながります。なお、本町では今後西部ブロックでのごみ処理広域化に伴い、分別区分の変更を実施します。

よって、ごみの分別・排出方法を変更する際には、ごみの出し方ガイドブックに最新情報を掲載したうえで、町民にとってわかりやすく充実したものとなるよう、更新を行います。

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの出し方ガイドブックをよく読み、適切な分別排出を行いましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 分別・排出方法を変更する際に、ごみの出し方ガイドブックの内容を最新情報へ更新するほか、わかりやすさの向上や内容の充実に努めます。 |



施策5 環境教育の推進



施策の方向

環境意識の向上のためには、環境教育を十分に行い、子どものうちから環境に対する興味関心をもたせることが必要です。

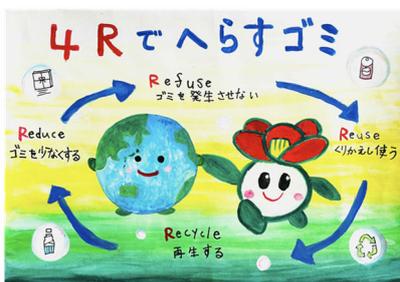
本町ではごみ収集委託業者と連携し、毎年小学校においてパッカー車を使った実演を行うなどの環境学習を実施しています。今後も、学校やごみ収集委託業者と連携を図り、総合学習の時間や各教科での授業において環境学習の場や機会を増やすなど、環境教育の充実を図ります。

また、毎年小学3・4年生を対象とした「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを開催しており、今後も継続して実施するものとします。なお、最優秀賞及び優秀賞作品を収集委託業者のパッカー車2台に1年間ラッピングしてごみ収集を行っているほか、令和5年度からは佳作6点をストックヤードに掲示しており、参加者の環境意識向上を図るとともに町民へのPRを行っています。

各主体の役割

町	民	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが学校で学習してきたことを家族で共有し、それを基に家族みなでごみ減量化・リサイクルの取組を実践しましょう。
行	政	<ul style="list-style-type: none"> 啓発パンフレットなどを教材として提供するなど、学校における環境学習への支援と充実を図ります。 環境学習の際は、学習内容が伝わりやすいよう工夫します。 「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを引き続き開催します。

「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクール 最優秀賞作品



令和6年度



令和5年度



令和4年度



令和3年度



令和2年度



施策6 啓発イベント



施策の方向

本町で発生する資源ごみの一部を処理している岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザでは、施設の啓発機能を活用してリサイクル教室やリサイクル品の展示、古本の展示（リユース）など様々なイベントが行われています。これらの啓発イベントについて、イベント開催情報等を様々な媒体で広報し、参加をしてもらうことで、町民の4Rへの意識高揚を図ります。

岡山県西部衛生施設組合 リサイクル☆ブログ より



ペットボトルのキャップと古布を使った人形作成教室

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 施設でのイベントに参加し、体験を通じながら4Rについて学習しましょう。 |
| 行 | 政 | ● リサイクルプラザでのイベントへの参加者が増えるように、イベント内容や開催情報について広報します。 |

(2) 事業者の意識向上



施策7 ごみ排出事業者への指導



施策の方向

循環型社会を形成するためには、家庭系ごみだけでなく事業系ごみについても発生・排出削減やリサイクルに取り組んでいく必要があります。事業系ごみのうち「廃プラスチック」は産業廃棄物であることから、里庄清掃工場への搬入を不可としたため、令和4年度は事業系ごみ排出量が大幅に減少しました。しかし、翌年の令和5年度には事業系ごみは増加に転じており、事業者に対して、今後も継続的にごみの適正かつ適法な処理・処分を啓発するものとしします。

各主体の役割

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 事 | 業 | 者 | ● 事業系ごみは自らの責任において処理することが原則です。分別の徹底や適正処理は責任を持って行いましょう。
● ごみの減量やリサイクルに関する取組を積極的に行いましょう。 |
| 行 | 政 | | ● 商工会と連携を図りながら、パンフレット等を通じてごみの適正処理・適正排出の啓発を図り、必要に応じて分別指導を行います。
● 商工会と連携を図りながら、パンフレットや町ホームページを通じてごみ減量化・リサイクル方法について情報提供を行い、積極的に実践するよう事業者呼びかけます。 |

(3) 4Rの実践



施策8 過剰包装の抑制・簡易包装の推進



施策の方向

家庭系ごみは、紙製容器包装やプラスチック製容器包装が多くを占めています。

容器包装廃棄物を削減するため、町民に対して、過剰包装を断ること、簡易包装商品を優先的に選択することなど、容器包装廃棄物を根本から発生させないという心がけ等を促進します。また、資源化が可能な「紙類」には、資源化が可能だと認識されにくい紙類（紙箱、包装紙類、はがき・封筒類等）もあることから、資源化が可能な容器包装についても周知していくものとします。



各主体の役割

町民	● 買い物の際は、できるだけ包装の少ない商品を選ぶようにしたり、過剰な包装は断るように心がけましょう。
事業者	● 商品のばら売りをしたり、容器包装を簡略化した商品を取り揃えたりなど、包装の簡素化に努めましょう。
行政	● 過剰包装の抑制や簡易包装の推進について、町民や事業者に広く広報します。 ● 資源化可能な容器包装について、周知を行います。



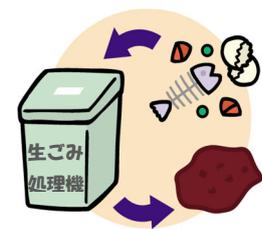
施策9 家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金



施策の方向

本町では、家庭用生ごみ処理機器及び生ごみ処理容器を購入し設置した町民に対し、家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金を交付しています。補助件数は、平成11年度の補助制度開始以降、累計263基（令和5年度末）です。年間補助（普及）基数を5基とし、数値目標年度までに25基を目途とします。

引き続き補助金の交付制度を継続し、町民に制度を活用するよう呼びかけ、生ごみ処理機器等の利用を促進することで、生ごみの堆肥化によるごみの減量とリサイクルを推進します。



各主体の役割

町民	● 補助制度を利用して生ごみ処理機器等を購入し、生ごみは堆肥化して家庭菜園やプランターに利用するなど、生ごみの減量とリサイクルを進めましょう。
行政	● 補助制度や堆肥の活用方法、生ごみの減量とリサイクルの効果について広報します。



施策 10 調理くず(生ごみ)の水切り



施策の方向

調理くず(生ごみ)の重量の7割は水分であるといわれています。水切りを行うと、燃えるごみの減量につながるほか、生ごみから流出した水分を要因とするごみステーションの汚損や悪臭の予防につながります。町民や事業者に対し、水切りの方法だけでなくメリットも併せて啓発することにより、調理くず(生ごみ)の減量を図ります。

各主体の役割

- 町民・事業者 ● 三角コーナーや水切りグッズを利用して調理くず(生ごみ)の水切りを実践しましょう。
- 行政 ● 調理くず(生ごみ)の水切りの方法にくわえてメリットも広報し、取組を推進します。

◆水切りによる減量効果例⇒調理くず(生ごみ)の10~15%程度の削減が期待できます

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9~11.0%	19.2~30.7%	6.6%	8.4~11.0%
			

資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」H24.3 埼玉県清掃行政研究会

◆本町の生ごみ処理機器等設置事業補助金

本町では、家庭からの生ごみの減量化・資源化を目的として、電気式の家庭用生ごみ処理機器等の設置について補助を行っています。

〔近年の補助実績〕

町民が制度を利用しやすくするため、平成26年4月に制度を一部改正しました。

R1	R2	R3	R4	R5
7件	9件	12件	11件	9件

■制度の内容 (電気式のもの1世帯あたり1基まで)

補助対象者の条件	町内に住所を有しかつ居住していること 町税を完納していること 町内に機器を有し、かつ適正な管理ができること
補助額	購入費用の1/2 (上限額3万円)
制度再利用までの年数要件	5年

■生ごみ処理機器等の種類 (日本電機工業会ホームページ等より)

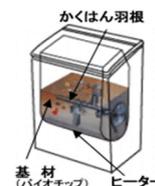
【乾燥式】

- ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。



【バイオ式】

- 基材と生ごみを混ぜ、微生物の働きにより生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。



【ハイブリット式】

- 送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。



(4) 町民・事業者との協働



施策 11 環境衛生委員による地域活動



施策の方向

毎年11月に実施している「町内一斉クリーン作戦」では、環境衛生委員を中心として不法投棄ごみやポイ捨てごみの清掃を実施しており、環境美化を通じた地域の意識啓発を図っています。地域でのごみに関する取組において、中心となって取組を進める環境衛生委員の活動を推進します。



環境衛生委員に対しては、ごみ問題に関する研修会等への参加を促すなど、リーダーとしてより一層活躍してもらえるように育成を行います。

各主体の役割

岡山県では、昭和 32 年に地域の生活環境の向上を目指して岡山県環境衛生協会を設立しています。その正会員団体である「里庄町環境衛生協議会」の組織メンバーとして、環境衛生委員は日々地域での活動を行っています。

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | <ul style="list-style-type: none">● 地域の活動に積極的に参加しましょう。● 地域の中心となって取組を行っている環境衛生委員の活動に協力しましょう。 |
| 行 | 政 | <ul style="list-style-type: none">● 研修会・講演会の開催を通じて、環境衛生委員など地域リーダーの人材育成を行います。 |



施策 12 廃棄物減量等推進審議会



施策の方向

ごみの削減に向けた施策について、町民や事業者からの意見を直接取り入れる場として里庄町廃棄物減量等推進審議会を設置し、各種施策を実施する前に様々な審議を行っています。

町民や事業者からの意見を反映し、効果的にごみの減量・リサイクルを進めていくために、引き続き審議会による施策の審議を行います。また、審議内容等を公表し、審議会の活動状況を町民に広く知らせます。

各主体の役割

- | | | |
|--------|--|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会での審議内容は原則として公開され、傍聴も可能です。審議内容を傍聴してみたり、審議会資料・議事録を確認してみるなど、ごみ問題について関心を高めましょう。 | |
| 行 | 政 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会を通じて町民や事業者の意見を募り、効果的な施策を実施していきます。 |



第7節 2 再資源化に関する施策

1 施策体系

リサイクルを進めるためには、分別徹底から始まる資源物回収が不可欠です。また、再生原料を使用した製品の利用普及等も効果的です。

ごみの再資源化について、今後取り組む施策は、**マテリアルリサイクルの推進**を中心として展開していくものとします。

●図表 3-29 再資源化に関する施策の体系



2 具体的な施策

マテリアルリサイクルの推進



施策 13 プラスチック資源循環への対応



施策の方向

令和3年6月、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を公布しました。この法律により市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化のほか、国の施策に準じたプラスチックの資源循環の促進に必要な措置を講じるよう努める必要があります。これを受けて、岡山県西部衛生施設組合では、広域化計画において西部ブロックにおけるプラスチック処理の方針を示しており、本町においては岡山県西部衛生施設組合の方針に従い、プラスチックの資源循環のための取組の実施に協力するものとします。

今後、岡山県西部衛生施設組合の示す方針に伴い、ごみの分別方法や排出方法に変更が生じることから、町民に対して変更点について説明会を実施するほか、様々な媒体で周知を行うなど、町民に対して積極的な情報発信に努め、本町におけるプラスチック資源循環の推進に努めます。

各主体の役割

町	民	<ul style="list-style-type: none">● 分別・排出方法の変更の際には、行政の発信する情報をもとに適切な分別排出を行い、プラスチック資源循環の促進に努めましょう。
行	政	<ul style="list-style-type: none">● 岡山県西部衛生施設組合の示す方針に従い、プラスチック資源循環の促進における対応を実施します。● 分別・排出方法の変更の際には、町民に対して説明会を実施するほか、ごみの出し方ガイドブックを更新し、変更点について様々な媒体で周知徹底を行います。



施策 14 分別徹底の啓発



施策の方向

リサイクルの推進を図るためには、燃えるごみや燃えないごみに含まれている資源物を、資源ごみや集団資源回収へ適切に分別排出してもらうことが不可欠です。本町では、紙類、古布、その他プラスチックなど、リサイクルされるべきものが燃えるごみや燃えないごみに非常に多く排出されています。

これらのものをできるだけ多く分別回収し、資源として適正にリサイクルするため、出前講座やパンフレット、ホームページなど様々な方法を通じて分別の徹底を啓発していきます。

各主体の役割

- 町民・事業者 ● 分別ルールをしっかりと守り、分別を心がけましょう。
- 行政 ● 分別の必要性を広報し、分別意識の高揚を図ります。



施策 15 資源ごみストックヤードの整備



施策の方向

本町では資源物が他のごみに混入して排出されている事例が多いことから、資源ごみとして排出しやすくすることを目的に、平成28年12月より終日持ち込み可能な資源ごみ専用収集庫『ストックヤード』を整備し、町内3カ所で運用を開始しました。

ストックヤードへ搬入された資源ごみは一時保管場所にて保管ののち、井笠広域資源化センターのリサイクルプラザへ搬入を行っています。現在、ストックヤードの積極的な利用がされていることから、一時保管場所の保管容量不足が懸念されており、新たな一時保管場所の調査・検討が必要となっています。



各主体の役割

- 町民 ● スtockヤードを積極的に利用しましょう。
- 行政 ● スtockヤードの周知と利用促進を町民に呼びかけます。
● 資源ごみの一時保管場所について、調査・検討を行います。

ストックヤード設置場所

- ・ 役場（南側駐輪場）
- ・ 仁科会館（駐輪場内）
- ・ 東公民館（駐輪場内）

ストックヤード設置後の分別収集
有価物売上金（令和5年度）

3,550 千円*

*ストックヤード分の売上金も含めた
分別収集全体での実績です。



施策 16 集団資源回収の推進



施策の方向

町内で資源物の回収を実施したPTAなどの団体に、補助金を交付する制度を設けています。あらゆる年代の方々と交えて資源物回収活動を行うことにより、特に子どもにおいては体験を通じた環境教育の一環としての効果も期待できます。しかし、近年は集団資源回収に参加する団体が減少してきています。今後も引き続き補助金交付制度を継続し、回収活動の支援を行うとともに、補助金交付対象団体の拡大に向けて調査・検討を行い、集団資源回収のより一層の活発化を図りごみ減量・再資源化を促進します。

近年の集団資源回収実施団体数

R1	R2	R3	R4	R5
7団体	4団体	6団体	6団体	6団体

集団資源回収対象品目

新聞・雑誌類・段ボール
紙パック・布類・スチール
缶・アルミ缶・その他金属類

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 子どもと共に資源回収活動に積極的に参加しましょう。 |
| 行 | 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 補助金交付制度を継続し、制度を活用した資源回収活動に参加するよう広報紙などで町民に呼びかけます。 ● 優良団体の表彰や回収活動場所の提供、回収機材の貸与などの支援を行います。 ● 集団資源回収実施団体を増やすため、補助金交付制度について、広報紙等で周知を行います。 |



施策 17 資源物のリサイクル



施策の方向

資源ごみとして分別収集している缶、ペットボトル、紙類は、資源化業者に直接引き渡してリサイクルしています。びん類、その他プラスチック、古布は、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザで中間処理したのちリサイクルを行っています。なお、令和7年12月より、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち再商品化が可能な基準適合品（第3章第4節2目標値の設定 参照）が追加となります。

資源物のリサイクルの主要手段として、資源物の分別収集と資源化業者への引き渡し及びリサイクルプラザでの資源化処理を継続して行います。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 資源物の処理が異物で妨げられ、適正処理や資源化に支障が出ないように、適正な分別を心掛け、徹底しましょう。 |
| 行 | 政 | ● 施設の適正な維持管理が行えるよう、岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。 |



施策 18 小型家電リサイクル



施策の方向

小型家電には、鉄やアルミなどの他にレアメタルなどの貴重な資源が含まれていますが、これらの大半は資源化されずに埋立処分されています。これを受け、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されており、本町では施行に先駆けて平成25年3月から家庭の使用済小型家電のボックス回収を行っています。

ごみ減量と資源の有効活用、最終処分場の延命化を図るためにも、引き続き小型家電の回収を行うとともに、小型家電を回収ボックスに分別排出するよう町民へ呼びかけます。



回収ボックス設置場所

- ・ 役場庁舎 1階ロビー
- ・ 町立図書館 1階
- ・ 中央公民館（老人福祉センター） 1階
- ・ 西公民館（仁科会館） 1階
- ・ 東公民館 1階

※ボックスに入らないものは役場に持ち込み

回収ボックスでの回収実績：14.9トン（令和5年度）

各主体の役割

- | | | |
|---|---|---|
| 町 | 民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小型家電リサイクルの対象機器はできるだけ回収ボックスに出すか、町役場窓口への持ち込みに協力しましょう。 |
| 行 | 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小型家電リサイクルについての広報を行います。 ● 回収ボックス設置場所の拡大について検討します。 |

◆小型家電リサイクルについて

国においては、循環型社会形成の推進を目的として平成24年8月3日に小型家電リサイクル法を成立させ、平成25年4月に施行しています。

この小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電4品目は対象外）とし、先行的に取り組みされているシステムを活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしています。

そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっています。

本町では法施行前の実証事業としていち早く小型家電のリサイクルを進めてきました。今後も引き続き小型家電リサイクルを推進し、ごみ減量と資源の有効活用を図ります。

主な回収対象品目





施策の方向

リサイクル製品の利用促進のため、岡山県が実施している「岡山県エコ製品」認定制度と連携し、町内における認定事業所の増加を図ります。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。

各主体の役割

事業者	● 岡山県エコ製品の認定取得を目指しましょう。
行政	● 町ホームページや広報紙などを通じ、認定制度のPRや認定事業所の取組を紹介します。

◆岡山県エコ製品の認定について

岡山県では、岡山県循環型社会形成推進条例第 27 条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定する制度を創設して、平成 14 年 10 月から募集を開始、令和 5 年 8 月末現在で 357 件（158 事業者）が認定されています。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。



<p>■岡山県エコ製品とは</p> <p>岡山県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品（対象品目）であって、県が定める認定基準を満たした製品。</p>	<p>■対象品目</p> <p>(1) 紙類 (4) 制服等 (2) 文具類 (5) 資材（公共工事関係資材） (3) 機器類 (6) その他</p>
---	---

■認定基準

判断基準の区分	内容
循環資源使用率	品目の細区分ごとに定める率の循環資源を使用
品質に係る基準	JIS 規格、県土木工事共通仕様書等公的な規格に適合又は準拠
安全性の基準	特別管理産業廃棄物等を不使用、土壌環境基準に適合等
その他	生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品等



第8節 3 適正処理に関する施策

1 処理の主体

(1) 排出段階

排出段階におけるごみ発生・排出削減、再利用、さらに分別徹底については、排出者である町民・事業者が行うものとします。

適正処理の観点からも、ごみ発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については本町が行います。

(2) 収集・運搬

本計画の対象廃棄物については、原則として本町が主体となって収集・運搬を行います。ただし、事業系ごみの収集・運搬については、事業者自らの責任により、収集運搬許可業者によって、または自らが直接運搬するものとします。

(3) 処理・処分

現在、ごみの中間処理は、岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合において行っています。令和8年度以降、岡山県西部衛生施設組合による新たな里庄清掃工場が供用開始となってからは、最終処分に加えて、ごみの中間処理についても岡山県西部衛生施設組合に集約されることとなります。

資源ごみのうち、直接資源化対象物については、本町において行うものとします。

処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

●図表 3-30 (1) ごみ処理段階ごとの処理主体（責任者）（令和7年末まで）

排出者	ごみ区分	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
町民	可燃ごみ	町民	本町	岡山県西部環境整備施設組合	岡山県西部衛生施設組合
	資源ごみ			本町（委託）	
	不燃ごみ 粗大ごみ			岡山県西部衛生施設組合	
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 （許可業者）	岡山県西部環境整備施設組合	事業者
	資源ごみ 不燃ごみ			事業者	

●図表 3-30 (2) ごみ処理段階ごとの処理主体（責任者）（令和8年から）

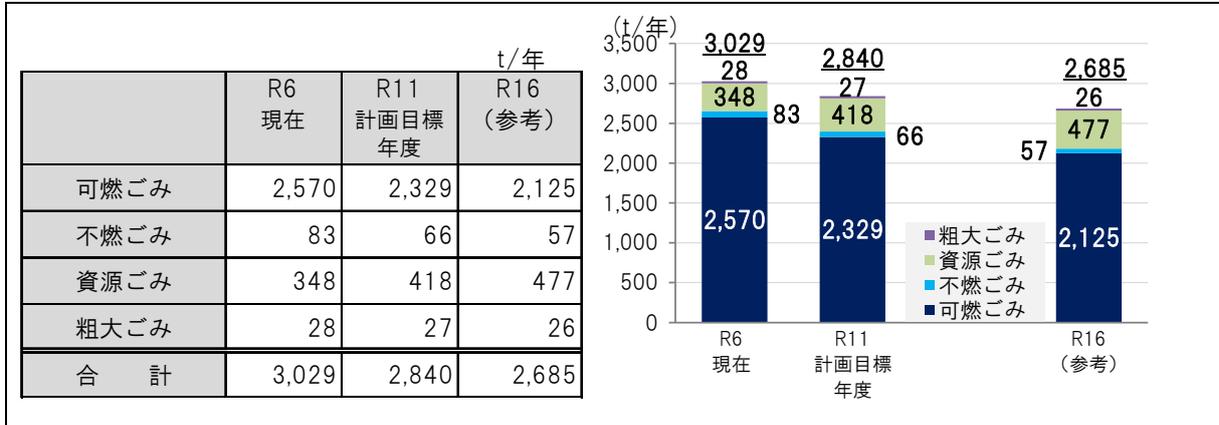
排出者	ごみ区分	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
町民	資源ごみ	町民	本町	本町（委託）	岡山県西部衛生施設組合
	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ			岡山県西部衛生施設組合	
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 （許可業者）	事業者	事業者
	資源ごみ 不燃ごみ				

2 処理計画

(1) 収集運搬量

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 11 年度に 2,840 トン、令和 16 年度に 2,685 トンと見込みます。

●図表 3-31 収集運搬量の見込み

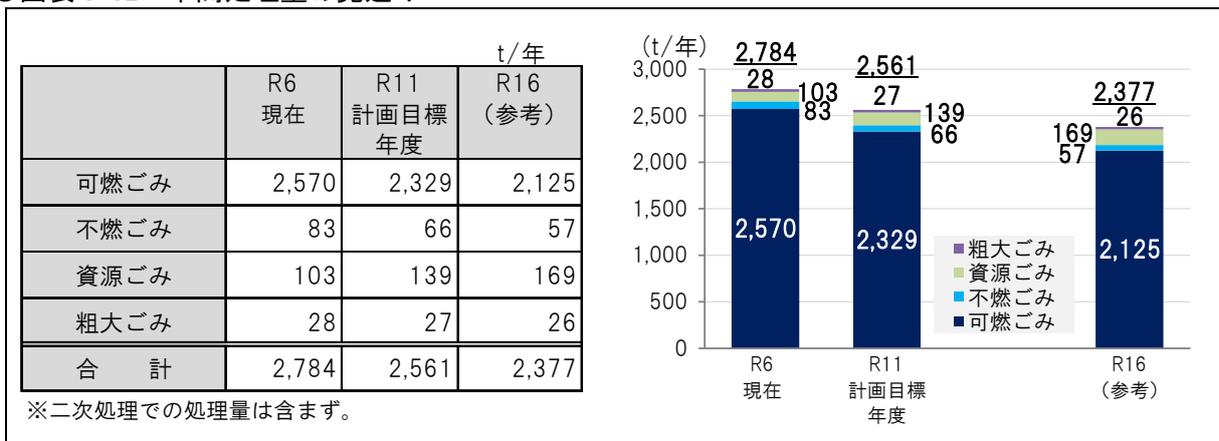


(2) 中間処理量

可燃ごみについては、岡山県西部環境整備施設組合の里庄清掃工場にて処理していますが、令和 8 年度からは、里庄清掃工場（岡山県西部衛生施設組合）にて西部ブロックにおける広域処理を開始します。なお、不燃ごみ及び粗大ごみは岡山県西部衛生施設組合の粗大ごみ処理施設にて処理します。資源ごみは直接資源化するものを除き、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザにて処理します。

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 11 年度に 2,561 トン、令和 16 年度に 2,377 トンと見込みます。

●図表 3-32 中間処理量の見込み

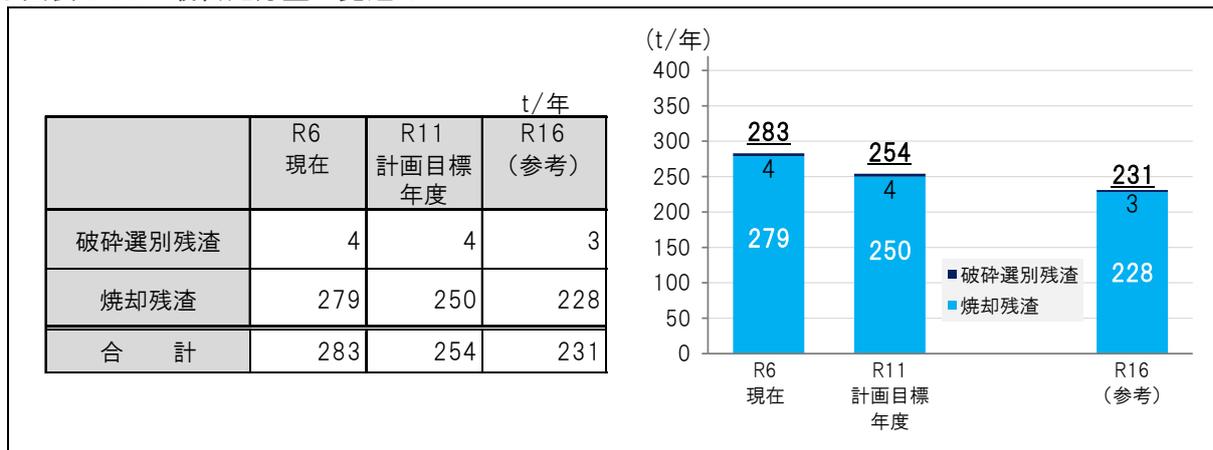


(3) 最終処分量

最終処分については、令和4年度より岡山県西部衛生施設組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場にて処分を開始しました。

また、令和8年度より岡山県西部衛生施設組合において新たな里庄清掃工場の供用が開始されます。なお、新たな里庄清掃工場の供用開始と併せて破碎選別残渣の埋立処分を取りやめ、焼却処理することとなります。そのため最終処分量は、令和11年度に254トン、令和16年度に231トンと見込みます。

●図表 3-33 最終処分量の見込み



3 施策体系

ごみの適正処理を行うため、今後取り組む施策は、(1)収集運搬に関する施策、(2)中間処理に関する施策、(3)最終処分に関する施策、(4)その他適正処理に関する施策の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-34 適正処理に関する施策の体系

3 適正処理に関する施策	(1) 収集運搬に関する施策	●施策20 収集運搬体制の適正化
		●施策21 ごみ出し支援
		●施策22 ごみステーションの適正管理
		●施策23 ごみ収集運搬業の許可
		●施策24 指定袋の料金体系の見直しの検討
	(2) 中間処理に関する施策	●施策25 ごみ処理の広域化
		●施策26 処理施設の維持管理
	(3) 最終処分に関する施策	●施策27 最終処分場の確保
	(4) その他適正処理に関する施策	●施策28 不法投棄対策
		●施策29 在宅医療廃棄物対策
		●施策30 感染症発生時における廃棄物処理
		●施策31 水銀使用製品の適正回収
		●施策32 災害廃棄物対策
●施策33 地球温暖化防止対策		

4 具体的な施策

(1) 収集運搬に関する施策



施策 20 収集運搬体制の適正化



施策の方向

ごみの収集運搬体制については、燃えないごみの収集頻度を週1回から月2回に変更したり、原則処理施設への直接持ち込みとしていた粗大ごみについて、粗大ごみ処理券による戸別収集（有料）を開始したりと様々な変更を行っており、収集運搬体制の適正化や町民サービスの向上を図ってきました。今後、広域化に伴って分別区分が変更となった際においても、収集運搬体制を適正に維持していくものとします。

各主体の役割

行 政 ● 今後も収集運搬体制の適正な維持に努めます。



施策 21 ごみ出し支援



施策の方向

近年、全国的にも高齢化や核家族化が加速しており、高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。本町におけるごみの排出方法はステーション方式に加え、資源ごみについてはストックヤードでの排出となっており、高齢者や障がいのある方々にとって日々のごみ出しに様々な課題が生じていることが考えられます。一方で、サポートを行う人員の高齢化や人員不足、長期的かつ公平なサービス展開の難しさなど、多くの課題があるのが現状です。

そのため、福祉の向上を目的とした新たな行政サービスについて、関係各所と連携をとりつつ、現行の介護保険や障がい福祉サービスをふまえて、他自治体の先行事例も参考に検討を行います。

各主体の役割

行 政 ● 関係各所と連携し、高齢者や障がいのある方に対するごみ出しの支援方法や仕組みについて、他自治体の先行事例を参考に手法の検討を行います。



施策 22 ごみステーションの適正管理



施策の方向

本町におけるごみ収集方法は、原則としてステーション方式により行っており、本町では、適正に管理することを条件として、自主的にごみステーションを設置または修繕を行う団体に補助金を交付する制度を設けています。

今後、ごみステーションの経年劣化による修繕が増加するものと予想されます。環境美化とごみの収集業務の効率化を図るため、補助金交付制度を継続するとともに、地域でのごみステーションの適正管理を推進します。



各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 円滑なごみ収集が行えるよう、ごみステーションはきれいに使い、適正な維持管理に協力しましょう。 |
| 行 | 政 | ● ごみステーションの設置・修繕補助制度を継続します。 |

◆設置・修繕助成制度の概要

補助対象

地域住民の合意により、分館が自主的に新設、あるいは施設の整備を行うごみステーションのうち、次の1～3を満たすもの

1. 施設整備によりごみステーションの適正な設置を促進する等ごみ収集作業の効率化を図ること
2. 整備されるごみステーションが鳥獣によるごみの飛散を防ぐ構造であること
3. 施設整備後のごみステーションが他地域の模範となるものであること

補助金額

新設：1か所あたり 20 万円を上限として助成（ごみステーションの新設に要する費用のうち土地の取得または賃貸に係る費用を除いたもの）

修繕：1か所あたり 10 万円を上限として助成（ただし、修繕費用が3万円に満たない軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕は除く）

※分館において原材料を購入し自ら修繕を施した場合、原材料費相当額も対象となります。

申請手続き

事業（新設、修繕工事）開始前及び終了後に必要書類を提出してください。必要書類は町ホームページからダウンロードできます（下記二次元コード参照）。



◀里庄町ごみステーション
施設整備事業補助金について
(本町 HP)



施策 23 ごみ収集運搬業の許可



施策の方向

ごみの収集運搬に関する許可は、現状におけるごみの排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものです。今後も引き続き、本計画にて目標を定めてごみの減量に取り組んでいくことから、ごみの収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。



ただし、本町において収集運搬することが困難なごみが発生する場合には、収集運搬できる品目を限定した許可に限り、一定基準のもと個別の事情を勘案したうえで許可の可否を判断するものとします。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 行 | 政 | ● 現状の収集運搬許可業者に対し、適正な収集運搬及び分別の徹底を指導します。 |
|---|---|--|



施策 24 指定袋の料金体系の見直しの検討



施策の方向

本町の燃えるごみと燃えないごみの指定袋料金は、平成30年4月の料金改定時に、製造原価と販売手数料に加えて、ごみ処理手数料を含んだ料金となりました。

今後は西部ブロックにおけるごみ処理の広域化を行うことから、必要に応じて料金体系の見直しを検討していくものとします。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| 行 | 政 | ● 必要に応じて、ごみの指定袋の料金体系の見直しを検討します。 |
|---|---|---------------------------------|



45リットル用



30リットル用



20リットル用

(2) 中間処理に関する施策



施策 25 ごみ処理の広域化



施策の方向

岡山県西部衛生施設組合においては、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、本町の3市2町におけるごみ処理の広域化について、その施設整備の方向性を示す、ごみ処理広域化計画を策定しています。

よって本町においては、組合の示す広域化計画に基づき広域化の推進や施設整備に協力するとともに、分別変更の際には、方針に基づいた変更を実施するものとします。

各主体の役割

行 政 ● 岡山県西部衛生施設組合によるごみ処理の広域化に協力します。



施策 26 処理施設の維持管理



施策の方向

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。そのため、処理施設において各施設管理者が主体となり、安定稼働に必要な計画的な保守管理を実施していくものとします。

各主体の役割

町 民 ● 施設での適正処理が妨げられないよう、分別を徹底しましょう。

行 政 ● 施設の適正な維持管理が行えるように岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。

(3) 最終処分に関する施策



施策 27 最終処分場の確保



施策の方向

岡山県西部衛生施設組合において、令和4年4月より井笠広域一般廃棄物埋立処分場の供用が開始となりました。一般的に最終処分場の建設には、用地選定の期間も含めて十数年間もしくはそれ以上の長期間を要します。そのため岡山県西部衛生施設組合においては、ごみ処理の広域化に加え、次期最終処分場の検討を開始しています。

本町においては、井笠広域一般廃棄物埋立処分場をより長期間利用できるよう、最終処分物量の最小化に努めます。また、岡山県西部衛生施設組合の進める次期最終処分場の検討に協力します。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | ● 最終処分物が削減されるように、ごみの減量や分別徹底を積極的に行いましょう。 |
| 行政 | ● 次期最終処分場の早期施設整備に協力します。 |

(4) その他適正処理に関する施策



施策 28 不法投棄対策



施策の方向

不法投棄対策として、分館等からの要望に応じて、監視カメラや注意看板の設置を行いました。また、毎年実施する「町内一斉クリーン作戦」では、不法投棄ごみの収集を行っています。今後もこれらの取組を継続するとともに、不法投棄発見時には町・警察へ通報するよう呼びかけを行い、不法投棄の防止・撲滅を図ります。

さらに先進地の効果的な不法投棄対策事例を研究し、本町での不法投棄対策に活かします。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | ● ごみの不法投棄は法律違反です。分別ルールを守ってごみを出し、ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。
● 不法投棄を発見した場合は、本町や警察に通報しましょう。
● 地域の環境美化に努め、監視の目を光らせて不法投棄されにくい環境作りをしましょう。 |
| 行政 | ● 監視カメラ・注意看板の設置や、通報の呼びかけ、不法投棄防止の啓発等により、不法投棄をしにくい環境作りを行います。
● 年に一度、不法投棄ごみやポイ捨てごみの一斉清掃（町内一斉クリーン作戦）を行います。 |



施策 29 在宅医療廃棄物対策



施策の方向

高齢化社会の進行による要医療者の増加に伴い、自宅療養を行うケースが増えたことで、近年では一般家庭からも医療廃棄物が発生しています。これらの在宅医療廃棄物には、注射針など鋭利で感染性を持つものなど危険なごみも含まれており、他自治体では注射針が収集作業者に刺さる事故の発生事例もあります。

そのため、感染性のあるものや注射針などは医療機関を通じての専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とします。排出方法については、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。



各主体の役割

- | | | |
|-----|---|--|
| 町 | 民 | ● 感染性廃棄物など、安全上問題のある医療廃棄物が発生した場合は、医療機関などを通じて専門業者に引き渡しましょう。 |
| 事業者 | | ● 医療関係の事業者は、在宅医療実施者に対し、安全かつ適正な医療廃棄物の排出・処理について情報提供と指導を行いましょう。 |
| 行政 | | ● 在宅医療廃棄物の適正処理について、広報紙等を通じて啓発します。 |



施策 30 感染症発生時における廃棄物処理

施策の方向

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者による廃棄物を排出する際には、感染拡大を防止するために、国の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠した処理を行うことが求められています。感染者により排出されたごみを介した感染拡大を防止するため、感染症罹患時には適正なごみの排出を行うよう、町民に対し意識啓発を行います。

各主体の役割

- | | | |
|----|---|--|
| 町 | 民 | ● 感染拡大を防止するため、感染症罹患時には、感染症罹患時におけるごみの排出方法にて適切にごみを排出しましょう。 |
| 行政 | | ● 感染症罹患時におけるごみの排出方法を様々な媒体で周知します。 |

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の「**ごみの捨て方**」に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりとばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

1. ごみ袋にごみを入れ、しっかりとばって封をする。2. ごみ袋をしっかりとばって封をする。3. ごみ袋をしっかりとばって封をする。



・「ごみの捨て方」に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ホィ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、「ごみの捨て方」を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



◀新型コロナウイルスなど感染症対策にご協力ください！（本町 HP）



施策の方向

水銀による環境汚染防止等に関する国際条約「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月に発効されたことを受け、国においては水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）が施行され、これに合わせて廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されています。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本町においても対応が求められます。

家庭からごみとして排出される水銀使用製品は主に蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられます。本町においてこれらは体温計を除き基本的に燃えないごみとして収集していますが、ごみの排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がります。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうと焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなります。

また、使用もせず廃棄もせずに保持しているもの（退蔵品）の存在が想定されることから、回収体制の整備を図るとともに法規制について町民に周知を図り、分別の徹底と排出時の取り扱いの周知徹底を推進し、退蔵品等の適正な回収を行うことを進めます。

◆水銀使用製品（使用せずに保持しているもの（退蔵品）も含む）の分別

品目	概要	本町での分別
電池	ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、退蔵品の回収が必要	燃えないごみ
蛍光管	蛍光管 1本あたり 6mgの水銀が使用されている ⇒家庭、事業所からの廃棄を確実に回収することが必要	
水銀体温計	1本あたり約 1.2g 程度の水銀が使用され、蛍光管約 200本分に相当 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	販売店 または 許可業者に 依頼
水銀温度計	1本あたり約 3.7g 程度の水銀が使用され、蛍光管約 620本分に相当 ⇒家庭、事業所における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	1台あたり約 48gの金属水銀が使用され、蛍光管約 8,000本分に相当 ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	小型家電 リサイクル

資料：環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（H27.12）」

各主体の役割

町	民	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀を使用した体温計・温度計、また、タンスや倉庫に眠る退蔵品は、燃えるごみや燃えないごみに混入することがないように適切に分別排出しましょう。
行	政	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀使用製品の回収体制の整備を進めます。 ● 法規制の周知を図り、退蔵品の適切な分別排出について、広報紙等を通じて啓発します。



施策の方向

本町では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として里庄町地域防災計画を平成26年3月に策定し、令和3年3月に改訂しています。

また、災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための本町の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となることから、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。

各主体の役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時にはごみが散乱しないよう注意し、速やかな回収ができるよう本町等の対応策に協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ごみの収集運搬や適正処理などに関して、町の対応策に協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民に地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の周知を図ります。 ● 災害ごみを速やかに適正処理できるように、生活ごみの排出方法・排出場所の周知や、ごみ収集運搬機材及び人員の確保とその適正配置などに努めます。

◆里庄町災害廃棄物処理計画（R2.3策定）に示す、南海トラフ巨大地震発生時における災害廃棄物の種類別発生量の推計

項目	発生量 (t)
可燃物	1,804.1
不燃物	1,804.1
コンクリートがら	5,212.0
金属	661.5
柱角材	541.2
合計	10,022.9

里庄町地域防災計画▼
(本町 HP)



里庄町災害廃棄物処理計画▼
(本町 HP)



◆里庄町災害廃棄物処理計画（R2.3策定）に示す、南海トラフ巨大地震発生時における避難所ごみの発生量試算結果

項目	発生後日数		
	1日後	1週間後	1か月後
避難者数	671人	349人	54人
1人1日平均排出量	666g/人・日		
避難所ごみ発生量	0.45t/日	0.23 t/日	0.04 t/日



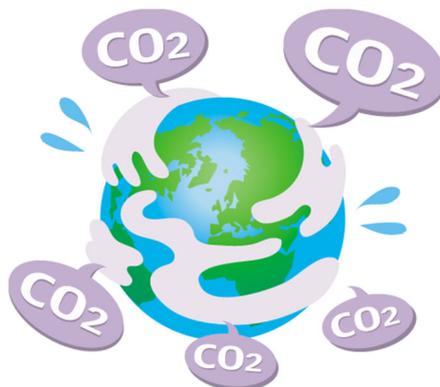
施策 33 地球温暖化防止対策



施策の方向

本町では、里庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和7年1月に策定しました。この計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で42.4%削減することを目標として掲げており、目標達成のための取組として、4Rの推進を行うものとしています。

また、ごみ処理施設の稼働や収集運搬車両の運行など、廃棄物処理分野においても燃料や電力の使用に起因する温室効果ガスが多量に排出されています。持続可能な社会を構築していくうえでは、ごみ処理を行う過程においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策の実施または検討を通じ、地球温暖化の防止を推進していきます。



◆マイバッグ持参・レジ袋削減

レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能です。

そのため、マイバッグ持参の推進によりレジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時のCO₂排出量削減を行います。



◆生ごみの減量

燃えるごみの水分が多い場合、施設での処理時に助燃剤（燃料）が必要となり、水分蒸発のために余分なエネルギーが使われることとなります。そのため、水分が多い生ごみについて、水切りの徹底や堆肥化等により、燃えるごみへの混入量を減らすことなどを推進していきます。



◆化石燃料使用量削減

ごみ収集運搬車両の燃料の一部を BDF（バイオディーゼル燃料）で代替したり、電気自動車を導入したりすることなどによって、化石燃料使用量を削減可能です。

これらの導入について調査・検討を行っていきます。



◆里庄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編、第4次実行計画）

町職員による目標達成のための取組（一部抜粋）

●用紙使用量の削減

- ・両面コピーや両面印刷を徹底する。
- ・印刷ミスした片面印刷の用紙について、用途に応じてその裏面を活用する。
- ・パンフレット等印刷物の発行部数の最小限化を図る。
- ・封筒使用量を削減する。 等

●ごみ排出量の削減

- ・事務用品（フラットファイル等）は繰り返し利用する。
- ・コピー用紙等のリサイクルボックスの活用などにより、資源ごみの分別を徹底する。
- ・空き缶やペットボトル等は指定の場所に捨てる。（庁舎での分別収集の実施）
- ・リサイクルボックスを活用する。 等